

# 全 員 協 議 会

令和3年8月17日（火）

午前10時～

議場

## 〔出席議員〕

川神議長、佐々木副議長

三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、  
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、  
芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、  
牛尾議員

## 〔執行部〕

市 長、副市長、教育長、

総務部長、健康福祉部長（教育部参事）、健康福祉部参事、産業経済部長、  
都市建設部長、教育部長、上下水道部長、市長公室長

## 〔事務局〕

局長、次長、浜野書記

---

## 議 題

### 1 執行部報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第9弾】（市長公室）  
（案）について
- (2) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散にかかる協議（総務部）  
状況について
- (3) 浜田市行財政改革大綱（パブリックコメント案）について（総務部）
- (4) 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について（健康福祉部）
- (5) 浜田市雇用促進住宅の管理方針の変更について（都市建設部）
- (6) 美川幼稚園の令和4年度園児募集について（教育委員会）
- (7) 市立幼稚園における預かり保育の検討状況について（教育委員会）
- (8) 金城地域断水防止対策について（上下水道部）
- (9) その他

### 2 9月、12月定例会議での陳情審査及び申し送りについて

### 3 議会改革に関する検討結果（第6回報告書）

～多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について～

### 4 はまだ市民一日議会でのアンケート結果について

### 5 各地域協議会との意見交換会で出た意見について

### 6 その他

## 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第 9 弾】(案) について

このたび、新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第 9 弾】(案) を取りまとめました。

支援策【第 9 弾】の総事業費は 5,607 万円。内訳は、国・県全額負担事業が 1 事業で 1,110 万円、市独自事業が 5 事業で 4,497 万円。財源は、財政調整基金を活用します。

今回の支援策【第 9 弾】によって、市独自支援策の総事業費は、第 1 弾～第 8 弾と合わせて、合計 47 億 4,898 万円（既存予算対応分を除く）となります。

一部事業を除き、9 月市議会定例会議に諮り、議決を得た上で、出来るものから順次、実施する予定です。

令和 3 年 8 月 17 日

浜田市長 久保田 章市

## 1 国・県全額負担事業（市実施分）

○事業費 1,110 万円（財源内訳 国県補助 1,110 万円）

No	事業内容等	事業費	担当課
1	<p><b>新型コロナウイルスワクチン一般向け集団接種事業</b></p> <p>主に 64 歳以下を対象とした一般向けワクチン接種の実施に当たり、個別の医療機関での接種の補完として、8 月下旬から 11 月上旬に集団接種を実施する。</p> <p>※ 集団接種に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者（医師、看護師等）への謝金等 1,110 万円</li> </ul>	1,110 万円 (既存予算対応)	新型コロナウイルス ワクチン対策室

## 2 市の独自支援策

○事業費 4,497 万円（財源内訳 財政調整基金 4,497 万円）

区分	No	事業内容等	事業費	担当課
1 個人向け	1-1	<p><b>生活困窮者への食品等支援</b></p> <p>新型コロナウイルスの影響により、浜田市社会福祉協議会が実施する生活困窮者自立支援相談を利用した方等に対し、食品及び生理用品を配付する。</p> <p>※ 支援策第 6 弾に続き、2 回目の実施</p>	46 万円	地域福祉課
2 事業者向け	2-1	<p><b>地域公共交通事業者支援</b></p> <p>新型コロナウイルスの影響を受けた、広域バス路線を運行する乗合バス事業者に対し、運行経費の一部を支援する。</p> <p>※ 支援策第 3 弾に続き、2 回目の実施</p> <p>※ 別途県において、直接事業者へ同額を支給する方向で調整中</p>	22 万円	地域活動支援課

2 事業者向け	2-2	<p><b>浜田港国際コンテナ航路利用事業者支援事業（浜田港振興会事業への負担金）</b></p> <p>新型コロナウイルスの影響による海上運賃の上昇を受け、浜田港振興会が実施する、浜田港を利用した輸出入への1TEUあたり1万円（リーファーコンテナは2万円）の助成（1事業者あたり上限200万円）について、財源の一部を負担する。</p> <p>※ 対象期間（令和3年10月1日～令和4年3月31日）</p> <p>※ 浜田港振興会事業（対象期間：令和3年4月～9月）の継続実施</p> <p>※ 別途県において、事業費負担を検討中</p>	954万円	産業振興課
	2-3	<p><b>浜田港国際コンテナ航路利用事業者支援事業（市独自分）</b></p> <p>新型コロナウイルスの影響による海上運賃の上昇を受け、浜田港を利用する市内事業者が行う輸出入について、1TEUあたり上限1万円（リーファーコンテナは上限2万円）を助成する（1事業者あたり上限200万円）。</p> <p>※ 対象期間 令和3年10月1日～令和4年3月31日</p> <p>※ 浜田港振興会による支援策（支援策2-2）の対象事業者の内、市内事業者に対する上乗せ支援。</p> <p>※ 支援策第7弾（対象期間：令和3年4月～令和3年9月）の継続実施</p>	400万円	産業振興課
	2-4	<p><b>プレミアム付「はまだ飲食・宿泊応援チケット」第4弾発行</b></p> <p>はまだ飲食・宿泊応援チケット第4弾15,000冊を発行。</p> <p>※ 利用期間(予定) 令和3年10月15日～令和4年4月14日</p>	3,075万円	観光交流課

## 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散にかかる協議状況について

### 1 これまでの経緯

旧有福村の分割合併時（昭和 31 年）において、有福温泉の帰属について協議が整わず、温泉施設は今日まで、浜田市、江津市の共同管理としており、また、昭和 48 年からは一部事務組合「浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合」を設立し、法的管理を行っている。

昭和 31 年からの共同管理も、近年においては温泉利用者の減少や施設も老朽化してきており、また、温泉の帰属に対する旧有福村の住民意識も変化し、共同管理体制を見直す時期となっていた。

こうしたことから、令和元年度から、旧有福村地域の代表者及び組合議会議員からなる「有福温泉開発協議会」を設置し、共同管理体制のあり方について検討を重ね、令和 3 年 3 月に協議結果をまとめられ、共同管理組合管理者江津市長へ「長年の懸案である財産処分協議を早急に解決し、共同管理組合を解散すること。」とする報告が行われた。

これを受け、浜田市、江津市において協議を重ね、両市長合意の上、最終的に解散する方針を決定した。

### 2 協議決定事項

- (1) 共同管理組合は、令和 3 年 12 月 31 日をもって解散する。
- (2) 共同管理組合の管理する温泉施設は、すべて江津市が承継する。その他、旧有福村の財産は両市の境界線により、それぞれが承継する。
- (3) 旧有福村住民に対する温泉利用定期券の販売は当分の間継続する。
- (4) 本来これまでに行わなければならなかった温泉施設の改修経費の一部を両市折半で拠出する。

令和 3 年 8 月 17 日  
浜田市議会全員協議会資料  
総務部 行財政改革推進課

# 浜田市行財政改革大綱

## (パブリックコメント案)

令和 3 年 8 月

浜田市

## 目次

I	改革の背景、必要性	2
1	これまでの取組	2
2	浜田市の現状	2
(1)	人口減少と少子高齢化（生産年齢人口の減少）	2
(2)	財政、定員適正化の状況	2
(3)	公共施設の状況	3
(4)	自治区制度から協働のまちづくりへ	3
II	行財政改革の目的	4
1	浜田市総合振興計画の推進	4
2	次世代を担う子どもたちの将来のための行財政改革	4
III	行財政改革の基本方針、取組項目	5
1	将来を見据えた行政サービスの再構築	5
(1)	市民との協働によるまちづくり	5
(2)	スリムで機能的な行政の構築	5
(3)	自治体DX（デジタル変革）の推進	6
(4)	人材育成等の推進	6
2	公共施設マネジメント	6
(1)	公共施設再配置実施計画の推進	6
(2)	インフラ資産等の長寿命化対策	6
3	持続可能な財務体質への転換	6
(1)	財政健全化の推進	6
(2)	特別会計等への繰出金の抑制	7
(3)	自主財源の確保	7
IV	行財政改革の推進	8
1	推進方法	8
2	実施期間	8
3	推進体制と情報公開	8
(1)	推進体制	8
(2)	情報公開	9

## I 改革の背景、必要性

### 1 これまでの取組

現在の浜田市は、平成 17 年 10 月に 5 市町村が合併し、誕生しました。

合併前からの各市町村での行財政改革を引き継ぎ、市町村合併以降も、不断の行財政改革を推進した結果、財政状況は改善しました。

とりわけ定員適正化、給与適正化等に伴う総人件費の抑制、ふるさと寄附の推進、積極的な繰上償還の実施による公債費の抑制により、伸長する扶助費等への対応を行うとともに、都市基盤整備や特色あるまちづくりを推進してきました。

### 2 浜田市の現状

これまでの取組により、財政の健全化や特色あるまちづくりの推進などを進めてきた当市ですが、将来に向けては数々の課題を抱えており、その対応が必要です。

#### (1) 人口減少と少子高齢化(生産年齢人口の減少)

当市における人口推移では、社会減と自然減が同時進行しており、新市発足以降、令和 2 年 4 月までの約 15 年間に約 10,000 人(△17%)が減少しています。

更に、現状のまま推移した場合、今後 25 年間で約 14,500 人(△28%)が減少し、人口は約 38,000 人(令和 2 年 4 月の住民基本台帳人口を基準人口とし、国立社会保障・人口問題研究所が公表する将来の生存率等の仮定値を用い、コーホート要因法により算出)程度になることが見込まれます。

この人口減少は、年齢区分や地域を問わず進行することが見込まれており、こうした社会構造の大きな変化への対応が求められています。

#### (2) 財政、定員適正化の状況

財政状況については、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急的な財政出動、令和 5 年度以降に控える学校建設等の大型投資など、大きな課題を抱えています。

また、合併特例債の枯渇、普通交付税合併算定替の効果額の皆減などこれまでの積極的な財政運営を支えてきた合併優遇措置がなくなる現在(いま)こそ、身の丈にあった財政運営を推進しなければなりません。

定員適正化については、合併以降 15 年間（令和 2 年度まで）で、199 人（△28%。消防職員を除く。）の正規（常勤）職員の削減を行い、合併効果による行政効率化を推進してきました。

一方で、国県からの権限移譲や新たな行政課題への対応など行政サービスの質や量は増加傾向にあります。

行政サービスを安定的に提供するためには、的確に必要な職員配置を行いながら、一方では、不断に事務事業の見直し・廃止や事務の効率化などに取り組み、人口減少を踏まえた適正な定員を維持していく必要があります。

あわせて、国の制度改革（一般職員の定年延長等）の影響も想定される中、定員適正化に加え、総人件費の抑制も大きな課題となっています。

### （3）公共施設の状況

総務省の令和元年度公共施設状況調査では、当市の住民 1 人あたりの公共施設（行政財産（建物））は 7.77 ㎡、全国 1718 市町村の平均値 3.82 ㎡の約 2 倍の施設を保有している状況であり、少子高齢化、人口減少が進む中、全ての施設を維持することは、非常に困難な状況です。

また、当市の公共施設の約 50%が築 30 年以上を経過するなど、その老朽化は進展しており、安心安全なサービス提供のため早急な取組が求められます。

社会変化に伴い所期の目的を果たした施設や利用が特定の団体等に限られる施設などの見直しを進めるとともに、機能とハコ（建物）を分離して考え、出来るだけ機能を維持しながら、施設の総量を抑制する公共施設の再配置を推進しなければなりません。

### （4）自治区制度から協働のまちづくりへ

令和 3 年 3 月末で合併以降継続した「自治区制度」が終了しました。

浜田市協働のまちづくり推進条例の制定など、「地域の個性を活かしたまちづくり」が損なわれないための取組を進めるとともに、合併協定に定めた行政組織の効率化についても、継続して推進する必要があります。

## Ⅱ 行財政改革の目的

### 1 浜田市総合振興計画の推進

浜田市総合振興計画は、本市が目指す将来像の実現に向けた基本計画として、本市の最上位の計画に位置付けられるものです。

本市では、人口減少を最大の課題ととらえ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」の策定、活力ある産業育成による雇用創出など人口減少を食い止めるための取組を進めています。

浜田市総合振興計画に掲げる政策実現、新たな行政需要への対応に必要なとなる財源については、既存事業を随時見直しながら、「スクラップ・フォー・ビルド」による行財政改革を推進することも必要です。

### 2 次世代を担う子どもたちの将来のための行財政改革

合併推進のための優遇措置の終了、公共施設の老朽化など本市の財政状況をとり巻く環境は厳しさを増しています。

また、職員数も減少する中、大きく変化する社会情勢への対応や活力ある浜田市への転換など山積する様々な課題に対し、行政主体の行政運営ではその解決は困難になっています。

基礎自治体として、必要な行政サービスを維持、提供する責務を果たすため、限りある行政資源（ヒト、モノ、カネ）等を効率的に配分し、次世代を担う子どもたちの将来が明るく開かれたものとなるよう、市民と行政が協力し、積極的な行財政改革に取り組む必要があります。

### Ⅲ 行財政改革の基本方針、取組項目

行財政改革の目的に掲げる「浜田市総合振興計画の推進」、「次世代を担う子どもたちの将来のための行財政改革」を実現するため、3つの基本方針を定め、その基本方針に基づき、重点的に行財政改革に取り組みます。

#### 基本方針

- 1 将来を見据えた行政サービスの再構築
- 2 公共施設マネジメント
- 3 持続可能な財務体質への転換

#### 1 将来を見据えた行政サービスの再構築

##### (1) 市民との協働によるまちづくり

行政だけでは解決できない課題が増加する中、「全ての人々が一体となった持続可能で元気な浜田」を目指し、市民と行政が共に考え、行動し、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図ることを目的に、当市では「浜田市協働のまちづくり推進条例」を制定しました。

住民、企業、NPO、島根県立大学をはじめとした教育機関など当市で生活する全ての人がお互いをパートナーとして認めながら、まちづくりを推進することが求められています。

こうした背景のもと、「民間でできることは民間で」の基本方針に沿って、行政の役割分担を根本から見直し、多様な手法を活用した行政分野の「産・学・官・民」の協働を積極的に進め、新たなビジネスチャンスを創出します。また、行政の責任で実施すべき事業についても、業務の切り分けなどの工夫により、さらなる市民協働を進めます。

##### (2) スリムで機能的な行政の構築

新たな行政需要や社会構造の変化に柔軟に対応するため、「事務事業の見直し」、「人員配置の適正化」、「組織機構の見直し」を三位一体で改革し、効率的で効果的な組織の構築を推進します。

正規（常勤）職員については、「浜田市定員適正化計画」に基づき、人口減少を踏まえた適正な定員管理を推進するとともに、会計年度任用職員についても、部局単位でのマネジメント強化を通じて、効率的な配置、総数の適正化に努めます。

職員の給与については、国、県、他市の状況を勘案しながら、引き続き適正な給与制度を推進します。また、時間外勤務については、働き方改革、ワ

ーク・ライフ・バランスの推進、総人件費抑制の観点から、積極的に抑制に取り組めます。

### (3) 自治体DX(デジタル変革)の推進

情報通信技術の技術革新、国や県の動向等を踏まえ、デジタル化等による業務効率化、行政サービスの向上に取り組めます。

### (4) 人材育成等の推進

行財政改革を推進するためには、人材の確保、育成が最も重要です。

浜田市人材育成基本方針に掲げる職員像「市民のためにまちづくりのできる職員」を目指し、人材育成につながる人事評価制度を推進するとともに、職員の創意工夫を行政運営に反映できる仕組みを検討します。

あわせて、問題を先送りせず、行財政改革を推進する職員を前向きに評価する組織風土の構築を推進します。

## 2 公共施設マネジメント

### (1) 公共施設再配置実施計画の推進

公共施設マネジメントに当たっては、公共施設の新設抑制を図るとともに、社会情勢に伴い変化する施設の機能、役割及びライフサイクルコストを検証し、施設の複合化・統廃合等による「公共施設の再配置」を推進します。

また、アフターコロナを踏まえた、施設の新たな利活用を模索するとともに、環境に配慮した再生エネルギーの活用を推進します。

あわせて、公共施設として引き続き活用すべき施設については、長寿命化、建替え、バリアフリー化、耐震化等の計画的な対応を進め、安全・安心なサービス提供体制を構築します。

### (2) インフラ資産等の長寿命化対策

公共施設（ハコモノ）以外のインフラ資産についても、市民の安全を第一に、事後保全から予防保全への転換を図り、計画的な維持更新、長寿命化を推進し、更新経費の縮減及び平準化を図ります。

## 3 持続可能な財務体質への転換

### (1) 財政健全化の推進

既存の事務事業や補助事業について、成果、必要性等を検証しつつ、目的や対象が類似する事業の統廃合などを進め、「最少の経費で最大限の効果」の実現、行政効果の最適化を推進します。

地方債残高の縮減、計画的な地方債管理等、中長期的な財政状況の把握に基づき、実質公債費比率や将来負担比率を健全な水準に保つなど、将来世代に負担を残さない財政運営を推進します。

### (2) 特別会計等への繰出金の抑制

各特別会計や公営企業について、使用料の収納率向上、料金体系の見直し等による歳入の確保、事務事業の見直しによる経費の節減等の経営効率化により、一般会計からの繰出金の適正化を図ります。

### (3) 自主財源の確保

ふるさと寄附の取組強化や「浜田市市有財産利活用方針」に基づく市有財産の積極的な活用、徴収率の向上等による自主財源の確保に引き続き取り組みます。

## IV 行財政改革の推進

### 1 推進方法

行財政改革大綱に基づいた行財政改革実施計画を策定し、毎年度、計画の進捗管理を行います。

また、実施計画は、社会情勢の変化や法改正、新たな行財政改革の必要性などに応じて、適宜見直し、時代やニーズに沿った計画となるよう努めます。

### 2 実施期間

令和4年度から令和7年度まで（4年間）

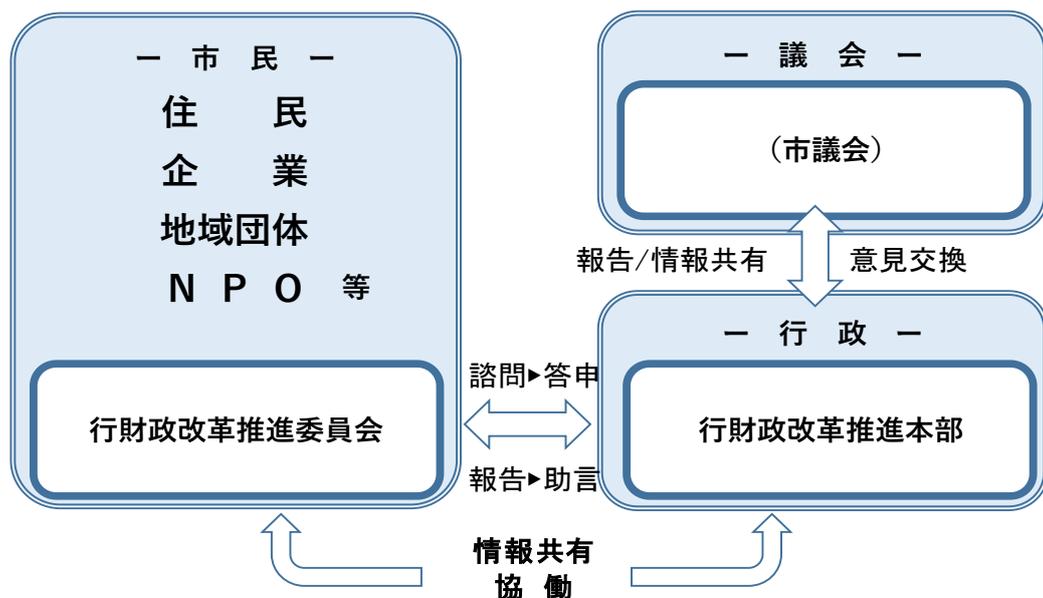
### 3 推進体制と情報公開

#### (1) 推進体制

庁内では、市長をトップとする「浜田市行財政改革推進本部」を設置し、本庁支所、部局を問わず、当市全体として行財政改革に取り組みます。

あわせて、協働のパートナーである市民の皆さんの意見を積極的に取り入れるため、学識経験者や公募市民等で構成された諮問機関「浜田市行財政改革推進委員会」及び「浜田市議会」に対し、行財政改革の進捗状況を報告し、助言を受けるなど市民・議会・行政が一丸となって取り組みます。

図) 行財政改革推進体制



## (2) 情報公開

行財政改革は、市民と職員が一体となって進めていかなければ実現できません。ホームページや広報はまだ、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等、幅広い広報媒体を利用した積極的な情報提供を実施します。

## 人件費 P2

職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費

## ふるさと寄附(ふるさと納税)P2

自分の故郷や応援する自治体などへの寄附。個人住民税の一部が控除される。また、自治体の地方創生の取組に対して企業が寄附した場合、法人関係税の一部が控除される。

## 繰上償還 P2

償還期限が到来する前に未償還額の全額又は一部を繰り上げて償還すること。

## 公債費 P2

地方公共団体の借入金の元金償還及び利子の支払いに要する経費

## 扶助費 P2

社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対して、その生活を維持するために支出する経費

## 社会減 P2

ある地域内の人口について、他地域への転出・他地域からの転入などの結果によって生じる人口減少

## 自然減 P2

ある地域の人口について、死亡・出生の結果により生じる人口減少

## 住民基本台帳人口 P2

各市町村に備えてある住民基本台帳に記載されている住民の数（推計では、外国人も含む住民基本台帳人口を用いている。）

## 合併特例債 P2

合併市町村が、合併年度及びこれに続く 20 か年度に限り、そのまちづくり推進等のための財源として借り入れることが出来る借入金。事業費の 95%に借入金が充当され、その元利償還金の 70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される仕組み。

## 普通交付税合併算定替 P2

合併年度及びこれに続く 10 か年度の間、合併しなかった場合の普通交付税額を理論上保障する制度。さらにその後 5 か年度の間で、その増加額を段階的に縮減する仕組みであり、当市では令和 2 年度末をもって増加額が皆減した。

## 権限移譲 P3

地方分権改革の一環として、国、県から事務や権限が市町村等へ移譲されること

### 公共施設 P3

一般に、庁舎、学校、図書館、道路など行政が管理運営を行う施設のこと。この大綱では、市が所有する公共施設のうち、いわゆるハコモノ施設を指して「公共施設」の用語を用いており、道路や橋梁、管路といった施設（インフラ施設）は除いている。

### 公共施設の再配置 P3

中長期的視点から公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を実現するための取組。人口減少が進む中、施設機能の維持と施設の総量抑制を両立させるため、平成 28 年 3 月に策定した「浜田市公共施設再配置方針」に基づき、施設の統廃合等を進めている。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス P4

喫緊の課題である人口減少問題に対応するため、人口ビジョンや推進施策等を定めた計画。平成 27 年 10 月以降、二度の改訂を行い、若者が暮らしやすいまちづくり等の施策を推進している。

### スクラップ・フォー・ビルド P4

既存事業を見直して生み出した財源を新規事業に充てること。政策の優先順位の再構築を行うこと。「スクラップ・アンド・ビルド」ともいう。

### 市民協働 P5

市民（民）と行政（官）が協力して、まちづくりを推進すること。

主な協働手法には、公共施設の建設等に民間資金、経営能力を活用する「PFI」や公の施設の管理運営を民間に委ねる「指定管理者制度」がある。

なお、この大綱では、NPO、島根県立大学をはじめとした教育機関やまちづくり団体との連携、民間委託やアウトソーシングなども含め、広い意味で市民と行政が協力することを指して、市民協働を用いている。

### 浜田市定員適正化計画 P5

浜田市職員の定員管理に関する計画。合併協定に基づく職員削減の達成を目指し、平成 19 年度に策定。以降、財政状況や社会状況の変化に即して、二度の改訂を行った。採用抑制による職員削減を主体に取組を進めている。

### 会計年度任用職員 P5

地方公務員法等の改正に伴い令和 2 年 4 月に新設された任用形態。改正前の「臨時・非常勤職員」が「会計年度任用職員」に移行され、自治体ごとに取扱いが異なっていた任用根拠等が統一されるとともに、期末手当支給などの待遇改善が図られた。

#### 働き方改革 P5

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方、同一労働同一賃金の実現等を図るため行われる取組のこと。

#### ワーク・ライフ・バランス P5

家事や育児等の家庭（ライフ）と仕事（ワーク）を両立させることで、生活の充実と仕事のパフォーマンス向上が相乗的に果たされる状態のこと。

#### 自治体DX(デジタル変革)P6

自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、情報通信技術やAI等の活用により業務効率化をはかり、人的資源を行政サービス向上に繋げていくこと。

#### 人事評価制度 P6

職員の人材育成等を主な目的として、導入された人事管理制度。

#### 長寿命化 P6

既存の公共施設や道路、橋梁等（インフラ資産）について、より長く安全に利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、老朽化の進行を防ぐ措置等を行うこと。

#### インフラ資産 P6

道路や橋梁、管路等

#### 地方債 P7

まちづくり等のため、地方公共団体が借り入れる借入金のうち、その返済期間が1年を超えるもの。

#### 実質公債費比率 P7

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

#### 将来負担比率 P7

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

#### 特別会計 P7

事業、資金ごとの運用状況や受益と負担の関係を明確化するため、一般会計とは別に設けられる会計区分のこと。浜田市では、国民健康保険事業、駐車場事業、農業集落排水事業などの特別会計を設けている。

#### 公営企業 P7

地方公共団体の行う事業のうち、地方公営企業法に基づき、主として、独立採算で経営されるもの。

#### 繰出金 P7

一般に、一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費のこと。この大綱では、

企業会計に対する補助費等も含めて用いている。

#### 浜田市市有財産利活用方針 P7

浜田市有の遊休財産の貸付け・売却に重点を置いて、その利活用を図るための方針。平成 30 年度に策定した。

#### 自主財源 P7

市税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金など地方公共団体が自主的に収入できる財源のこと。

対して、地方交付税、国県支出金等は依存財源と呼ばれる。

#### 市民 P8

この大綱では、浜田市内に住所を有する者、浜田市内で働く者・学ぶ者、事業活動を行う個人又は団体を指して市民を用いている。



新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

1 接種状況について

(1) 対象者(12歳以上)の地域別接種実績(8月12日現在) ※VRSによる確認  
 (単位:件)

区分	計	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
対象者数	47,428	34,958	3,688	2,377	1,108	5,297
1回目	26,393	18,821	2,282	1,401	731	3,158
	55.6%	53.8%	61.9%	58.9%	66.0%	59.6%
2回目	23,169	16,639	2,008	1,239	601	2,682
	48.9%	47.6%	54.4%	52.1%	54.2%	50.6%

(2) 高齢者(65歳以上)の地域別接種実績(8月12日現在) ※VRSによる確認  
 (単位:件)

区分	計	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
券送付数	20,226	14,060	1,761	1,166	630	2,609
1回目	18,394	12,737	1,630	1,077	573	2,377
	90.9%	90.6%	92.6%	92.4%	91.0%	91.1%
2回目	17,649	12,293	1,584	1,059	527	2,186
	87.3%	87.4%	89.9%	90.8%	83.7%	83.8%

(3) 集団接種における接種実績

ア 浜田会場 1回目(7/3、4、10、11、18)・2回目(7/24、25、31、8/1、8)

区分	予約枠	接種件数	増減	接種件数の内訳
1回目	1,794	1,569	△ 225	高齢者等 1,035 漁業関係者 109 県大生等 295 リハ生等 130
2回目		1,571	-	2回目のみ集団接種を含み2件増

イ 旭会場

市木 1回目(6/21)・2回目(7/12)、都川 1回目(7/5)・2回目(7/26)

区分	予約枠	接種件数	増減
1回目	402	402	0
2回目		402	0

2 今後の接種スケジュールについて  
 別紙のとおり

# 浜田市新型コロナウイルスワクチン 接種スケジュールに関するお知らせ

令和3年8月17日 浜田市

グループ3-②、グループ4の方への接種券送付時期及び予約・接種時期をお知らせします。  
接種を受けるには接種券が必要です。接種場所、予約方法等については、接種券同封の資料にてご案内します。

グループ	対象者	接種券送付時期	予約・接種時期
1	65歳以上の方 (昭和32年4月1日以前生まれ)	送付済	実施中
2	① 60歳～64歳の方 (昭和32年4月2日から 昭和37年4月1日生まれ)	送付済	実施中
	② 基礎疾患を有する方	申請により送付済	実施中
	③ など		
	④		
3	① 50歳～59歳の方 (昭和37年4月2日から 昭和47年4月1日生まれ)	送付済	実施中
	② 40歳～49歳の方 (昭和47年4月2日から 昭和57年4月1日生まれ)	8月30日(月)発送	9月6日(月)予約・接種開始
4	12歳～39歳の方 (昭和57年4月2日から 満12歳に達した方)	9月中旬発送予定	9月下旬予約・接種予定

※ グループ4の方への接種券は、発送準備ができ次第、送付します。

## 問い合わせ先

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンター

電話 0855-25-9250 平日9時～17時(土日、祝日を除く)

浜田市新型コロナウイルスワクチン対策室

電話 0855-25-9106

# 浜田市新型コロナウイルスワクチン 集団接種のご案内

令和3年8月17日 浜田市

個別接種を補完するため集団接種を実施します。

## 【今回の対象者】次に該当する方

- ① 接種の日に原則16歳以上の方<sup>(注)</sup>
- ② 浜田市に居住する接種券をお持ちの方、又は、浜田市から住所地外接種届出済証の交付を受けた方
- ③ 新型コロナウイルスワクチンを1回も接種されていない方
- ④ 新型コロナウイルスワクチン接種を医療機関に予約されていない方

(注) 12歳から15歳の方も会場で接種を受けることができますが、できる限り医療機関で接種を受けてください。

※ 対象の方への接種券は、発送準備ができ次第、予約受付開始日までには送付します。

## 【接種会場】浜田市港町208 浜田市立原井小学校 体育館

※ 駐車場は、道路を挟んで向かい側の浜田合同庁舎の駐車場をご利用ください。

## 【接種日及び予約受付期間】

接種日		接種受付時間		予約受付 見込人数	予約受付期間
1回目	2回目	午前	午後		
10/9(土)	10/30(土)	—	14:00~19:00	300人	9/27(月) 9時から 10/5(火) 17時(予定)まで 《完全予約制》
10/10(日)	10/31(日)	10:00~12:00	13:00~16:00	450人	
10/16(土)	11/6(土)	—	14:00~19:00	300人	
10/17(日)	11/7(日)	10:00~12:00	13:00~16:00	450人	

※ 接種日2回目は、接種日1回目の日程で接種を受けた方のみが対象です。

## 【予約申し込み方法】

### 1 電話による方法 ~接種券を用意してご連絡ください~

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンター  
電話 0855-25-9250 開設日時 平日9時~17時(土日、祝日を除く)

### 2 Webによる方法

次のURLかQRコードによりワクチン接種予約サイトへ  
アクセスしてください <https://jump.mrso.jp/322024/>



※ 予約をキャンセルする場合は、接種日3日前までにコールセンターまでご連絡ください。

※ 接種当日は、必ず次のものを持参ください。

接種券、予診票(必要事項を記入してきてください)、保険証等身分証明できるもの

問い合わせ先

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンター

電話 0855-25-9250 平日9時~17時(土日、祝日を除く)

※ 接種日当日の連絡先 080-6339-4973

# 浜田市新型コロナウイルスワクチン 接種スケジュール変更に関するお知らせ

令和3年7月15日 浜田市

現在、グループ1・2の方のワクチン接種が順調に行われています。

グループ3・4の方への接種券の発送は、国からのワクチン供給が遅れていることから、発送時期を変更することといたします。

また、グループ3は対象となる年齢を2つのグループに分けて接種券を送付します。

接種を受けるには接種券が必要です。接種場所、予約方法等については、接種券同封の資料にてご案内します。

## 【変更後】

変更箇所は赤字部分です。

グループ	対象者	接種券送付時期	予約・接種時期
1	65歳以上の方 (昭和32年4月1日以前生まれ)	送付済	実施中
2	① 60歳～64歳の方 (昭和32年4月2日から 昭和37年4月1日生まれ)	送付済	実施中
	② 基礎疾患を有する方	申請により送付済	実施中
	③ など		
	④		
3	① <b>50歳～59歳の方</b> (昭和37年4月2日から 昭和47年4月1日生まれ)	<b>8月10日(火)発送</b> (当初:7月19日発送予定)	<b>8月16日以降</b> (当初:7月26日予約・接種予定)
	② <b>40歳～49歳の方</b> (昭和47年4月2日から 昭和57年4月1日生まれ)	<b>8月下旬発送予定</b> (当初:7月19日発送予定)	<b>9月予定</b> (当初:7月26日予約・接種予定)
4	<b>12歳～39歳の方</b> (昭和57年4月2日から 満12歳に達した方) (当初:16歳～39歳の方)	<b>9月下旬発送予定</b> (当初:8月9日発送予定)	<b>10月予定</b> (当初:8月16日予約・接種予定)

詳細は裏面をご覧ください。

※ワクチンの供給が遅れ再度変更が生じる場合は、市報、ホームページ等でお知らせします。

### 問い合わせ先

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンター

電話 0855-25-9250 平日9時～17時(土日、祝日を除く)

浜田市新型コロナウイルスワクチン対策室

電話 0855-25-9106

# 浜田市における新型コロナワクチン接種スケジュール (7月15日 改定)

グループ	対象者	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
1	・65歳以上の高齢者	5/17 接種開始	個別接種		集団接種	7月末までの完了を目指す 県立大学、リハビリテーションカレッジの学生及び教員、漁業関係者の接種を実施			
2	① ・60～64歳の者		6/28 接種券 郵送	7/5 予約・接種 開始	個別接種				
	② ・基礎疾患を有する者	申出により発行	6/28 接種券 配布開始	7/5 予約・接種 開始					
	③ ・高齢者施設、介護・障がい福祉サービス事業所の従事者						集団接種 (予定)		
	④ ・小・中学校、幼稚園、保育園、放課後児童クラブの職員等	事業所からの申出により発行	6/28 接種券 配布開始	随時 予約・接種 開始					
3	① ・50～59歳の者			8/10 接種券 郵送	8/16 予約・接種 開始	個別接種			
	② ・40～49歳の者					8月下旬 接種券 郵送(予定)	9月 予約・接種 開始(予定)	個別接種 集団接種 (予定)	
4	・12～39歳の者					9月下旬 接種券 郵送(予定)	10月 予約・接種 開始(予定)	個別接種 集団接種 (予定)	

※ワクチンの供給が遅れた場合は変更します。

問い合わせ先 浜田市新型コロナワクチンコールセンター  
電話 0855-25-9250 平日9時～17時(土日・祝日を除く)

# 浜田市新型コロナウイルスワクチン 集団接種のご案内

令和3年7月15日 浜田市

個別接種を補完するため集団接種を実施します。

【今回の対象者】 **グループ1**（65歳以上）、**グループ2**（60歳から64歳、など）、**グループ3-①**（50歳から59歳）の方  
次のすべてに該当する方が対象者となります。

- ① 50歳以上の方又は基礎疾患を有する方、など
- ② 浜田市に居住する接種券をお持ちの方
- ③ 新型コロナウイルスワクチンを1回も接種されていない方
- ④ 新型コロナウイルスワクチン接種を医療機関に予約されていない方

【接種会場】浜田市浅井町777-12 浜田医療センター 2階総合研修センター

【接種日及び予約受付期間】

接種日		接種受付時間		予約受付 見込人数	予約受付期間
1回目	2回目	午前	午後		
8/28(土)	9/18(土)	—	14:00~19:00	300人	8/16(月) 9時から 8/24(火) 17時(予定) まで 《完全予約制》
8/29(日)	9/19(日)	9:00~12:00	13:00~16:00	450人	
9/4(土)	9/25(土)	—	14:00~19:00	300人	
9/5(日)	9/26(日)	9:00~12:00	13:00~16:00	450人	

※接種日2回目は、接種日1回目の日程で接種を受けた方のみが対象です。

【予約申し込み方法】

1 電話による方法 ~接種券を用意してご連絡ください~

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンター  
電話 0855-25-9250 開設日時 平日9時~17時(土日、祝日を除く)

2 Webによる方法

次のURLかQRコードによりワクチン接種予約サイトへ  
アクセスしてください <https://jump.mrso.jp/322024/>



※ 予約をキャンセルする場合は、接種日3日前までにコールセンターまでご連絡ください。

※ 接種当日は、必ず次のものを持参ください。

接種券、予診票(必要事項を記入してきてください)、保険証等身分証明できるもの

問い合わせ先

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンター

電話 0855-25-9250 平日9時~17時(土日、祝日を除く)

※ 接種日当日の連絡先 080-6339-4973

## 浜田市雇用促進住宅の管理方針の変更について

浜田市雇用促進住宅（小福井・内田団地、国府・金城団地）の指定管理者については、令和 3 年度公募により選定するため、準備を進めておりましたが、令和 3 年 5 月 31 日付で雇用促進住宅 4 団地代表連名により「令和 4 年度以降、民間譲渡まで市が管理をしてほしい。」との要望書が提出されました。

この要望は、管理者が変わることによる諸手続に対する負担感や民間譲渡まで安心して生活したいとの切実な思いであると受け止めております。

このため、以下のとおり「令和 4 年度から指定管理者による管理運営」から「令和 4 年度から民間譲渡までの期間、市が直営で管理する。」ことといたしました。

### 1 変更内容

#### (1) 変更前

ア 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

⇒ 市直営管理（一部業務委託）

イ 令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

⇒ 指定管理者による管理

#### (2) 変更後

ア 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

⇒ 市直営管理（一部業務委託）

イ 令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

⇒ 市直営管理（一部業務委託）

### 2 管理方針変更の周知

(1) 雇用促進住宅各戸へ周知文書配布済

(2) 浜田市ホームページに掲載済

## 美川幼稚園の令和 4 年度園児募集について

浜田市立美川幼稚園においては、5 月 1 日時点での園児総数が 10 名未満の状態が令和 2 年度（8 名）、令和 3 年度（7 名）と 2 ヶ年度続き、これまでの幼稚園統廃合基準によると、令和 4 年度以降の園児募集は行わないこととなっています。

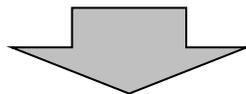
当市の公立幼稚園については、令和 4 年度末に石見・長浜・美川・原井幼稚園を閉園し、令和 5 年度に 4 園を 1 園に統合の上、統合幼稚園として、当面の間は長浜幼稚園の園舎を活用する方針を令和 2 年度に公表したところです。

このたび、美川幼稚園 PTA から、統合を承知の上で、令和 4 年度に美川幼稚園への入園を強く希望する保護者もいるため、園児募集を行ってほしい旨の要望をいただきました。

については、次のとおり幼稚園統廃合基準を変更し、美川幼稚園の令和 4 年度の園児募集を行うこととしましたので、報告します。

### ○変更前の統廃合基準

5 月 1 日時点での園児総数が 10 名未満の状態が 2 ヶ年度続いた場合、その幼稚園は翌年度以降の園児募集は行わず近隣幼稚園との統合等により閉園するものとする。



### ○変更後の統廃合基準

5 月 1 日時点での園児総数が 10 名未満の状態が 2 ヶ年度続いた場合、その幼稚園は翌年度以降の園児募集は行わず近隣幼稚園との統合等により閉園するものとする。

**ただし、統合方針により、閉園が予定されている幼稚園において、入園希望がある場合は、1 年度限りの措置として、翌年度の園児募集を行うことができるものとする。なお、募集の結果、学級数が 1 増（園児総数 11 名以上）となった場合でも、職員数を増とせず、教頭が担任を兼ねることとする旨を募集要項に明記する。**

## 市立幼稚園における預かり保育の検討状況について

先般、実施しました市立幼稚園の保護者アンケート結果などからニーズが高かった「預かり保育」について、令和3年10月からの前倒し実施を検討していますので、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 預かり保育とは

教育課程に係る教育時間の終了後に、当該幼稚園の園児を一時的に預かり、保育を行うこと。

#### 2 実施園

市立幼稚園3園（石見幼稚園・長浜幼稚園・美川幼稚園）

#### 3 検討内容

- (1) 実施日時 平日 14時～16時（ただし、長期休業中は実施しない）
- (2) 利用料金 400円／日（保護者の就労等、保育認定を受ければ無料）
- (3) 職員体制 原則2名体制（正規職員1名＋会計年度任用職員1名）

#### 4 その他

預かり保育の前倒し実施については、令和3年9月市議会定例会議において浜田市立幼稚園条例の一部改正を提案予定。

## 金城地域断水防止対策について

令和3年6月29日の福祉環境委員会報告後の取り組み状況を下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 今福中央配水池タンク増設工事の進捗状況

- 7月14日（水） 地盤調査
- 7月16日（金） 地盤調査結果速報値報告 計画基礎での施工に問題なし
- 7月28日（水） 基礎床掘完了

#### 2 雲城地区配水流量確保の進捗状況

- 7月31日（土） 小国地内 谷口橋添架管布設工事完了
- 7月31日（土） 下来原地内 水道管移設工事完了

#### 3 実態調査の進捗状況

- 6月30日（水） 断水原因調査業務報告書受領
- 7月12日（月） 現在 返信状況 1,419件 約70%
  - 金城地域 1,194件 約70%
  - 浜田地域 225件 約67%

#### 4 止水栓台帳の整備の進捗状況

- 7月5日（月） 現地調査開始
- 7月16日（金） 第二回打ち合わせ

#### 5 体制および情報提供、住民説明

##### (1) 体制および情報提供の検討状況について

班別マニュアル作成中

##### (2) 住民説明会開催状況について

###### ①開催状況

7月16日（金）今福まちづくりセンター

時間：18時30分～20時 参加者 30名

- 7月19日（月）雲城まちづくりセンター  
 時間：18時30分～19時40分 参加者 17名
- 7月21日（水）小国まちづくりセンター  
 時間：18時30分～19時20分 参加者 15名
- 7月28日（水）波佐まちづくりセンター  
 時間：18時30分～19時20分 参加者 8名

②出された意見

- ・給水制限、断水の原因は本当に漏水なのか。
- ・対応の遅れは担当職員の本庁一極集中が原因ではないのか。
- ・大口利用者への協力要請を行ってほしい。
- ・漏水、凍結はどのようにして見つけるのか。
- ・全て市の職員で行うのではなく、市民への協力要請もすればよいのではないか。
- ・高所の出水不良個所への対策を考えてほしい。

(3) 地元からの要請による住民説明会の開催

- 8月10日（火）久佐まちづくりセンター  
 時間：18時30分～

6 全体スケジュール（変更なし）

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
施設増強 (今福地区)		調査・計画		今福地区 タンク増設工事							供用
(雲城地区)		調査・計画		雲城地区 減圧弁等・調整・追加対策							
実態把握		調査		コンサルタント業務							
止水栓台帳		計画		調査・作成							

## 9 月、12 月定例会議での陳情審査及び申し送りについて

### 1 経過

議会運営委員会で陳情審査の流れを協議しました。

協議の結果、9 月及び 12 月定例会議での陳情審査では、陳情書取扱基準の適用は行わず、付託・審査を行うこととしました。

また、3 月以降の陳情審査の流れは、次期議会運営委員会へ 3 案を申し送り検討することとなりました。

なお、詳細は下記のとおりです。

### 2 9 月、12 月定例会議での陳情審査について

資料 1

#### (1) 概要

- 陳情受付時、事務局は①住所、②氏名、③件名、④陳情の趣旨（願意：議会へどうしてほしいのか・理由）が記載されているかをチェック
- 上記チェック後、議長団及び議会運営委員会正副委員長が内容確認
- 陳情書取扱基準の適用を行わず、全て委員会へ付託し審査対象とする。

#### (2) 締切日時の変更

定例会議初日の 1 週間前に開催する議会運営委員会の 1 週間前の午後 1 時

令和 3 年 9 月定例会議審査分：令和 3 年 8 月 18 日 午後 1 時

（変更前：8 月 20 日 午後 5 時）

※請願、意見書、決議案の締切日時も同様とする。

### 3 申し送り事項について

資料 2

#### (1) 概要

- 議会運営委員会で検討した 3 案を次期議会運営委員会へ申し送り、令和 4 年 3 月定例会議からの審査方法を検討する。
- いずれの案を採用しても採択（一部採択）、配付後に執行部への処理の経過や結果の報告といった対応の追跡手法の検討、議員間での採択基準の共通認識を図る必要性について意見が出された。
- 請願者等の意見陳述の目的を「市民参加」又は「審査の充実」とするのことも含め、実施の有無について検討が必要である。

## 9月、12月定例会議での陳情審査について

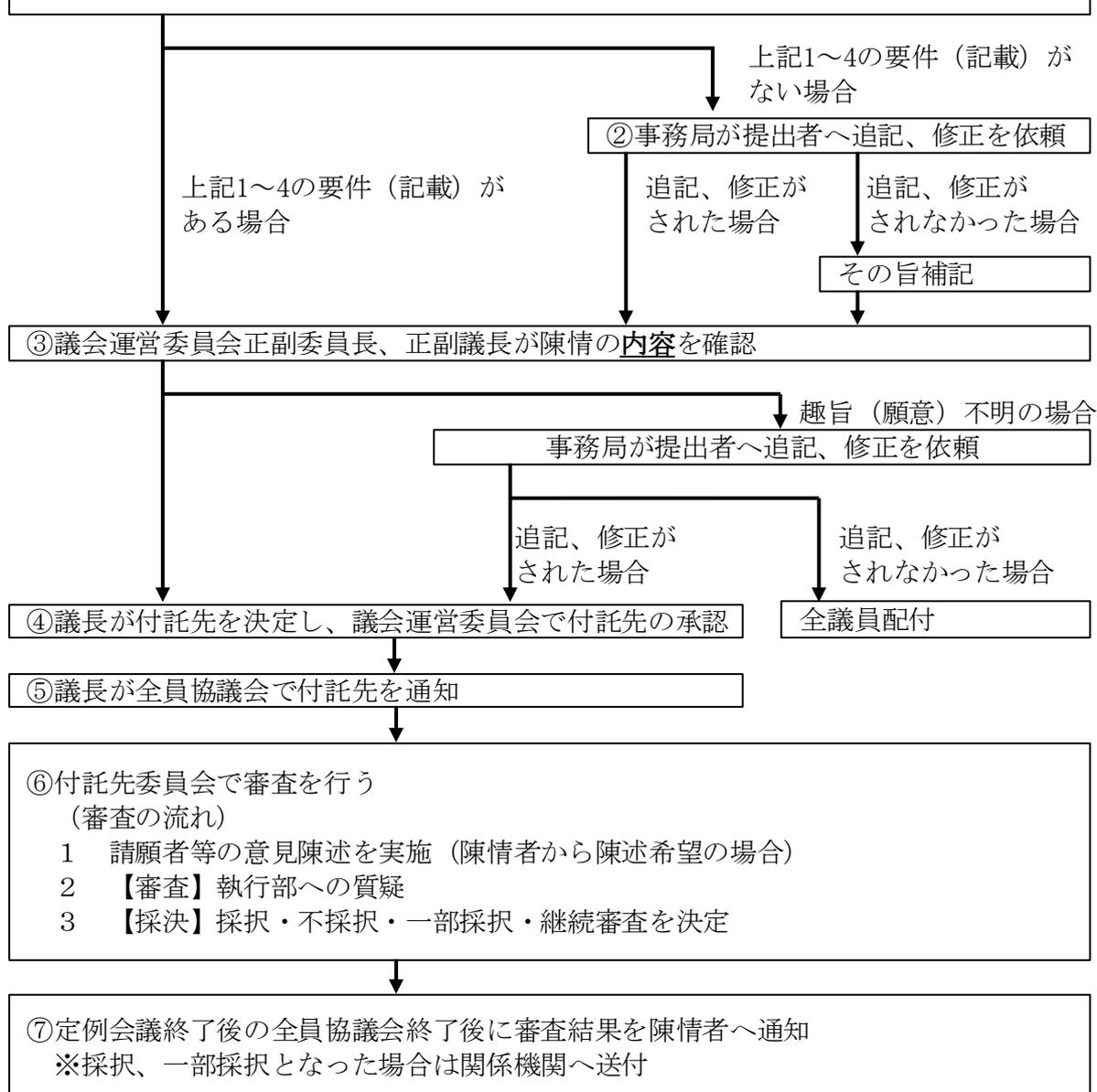
## ①事務局において陳情受付及び記載要件確認

(※陳情の提出締切日：各定例会議初日の1週間前に開催する  
議会運営委員会の1週間前の午後1時)

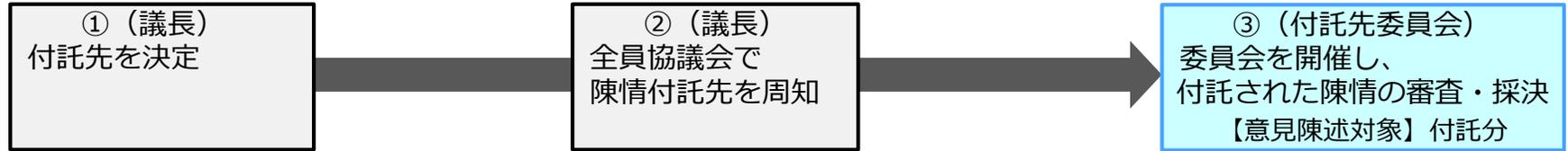
## 【記載事項】

- 1 住所  
※法人の場合は、所在地を記載
- 2 氏名（署名又は記名押印）  
※法人の場合は、名称を記載（代表者が署名又は記名押印）
- 3 件名
- 4 陳情の趣旨（願意：議会へどうしてほしいのか・理由）

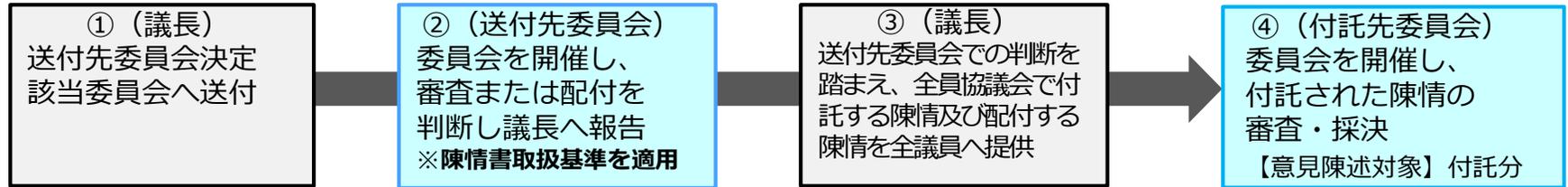
※4項目と提出年月日の記載があるかどうかの確認を行う



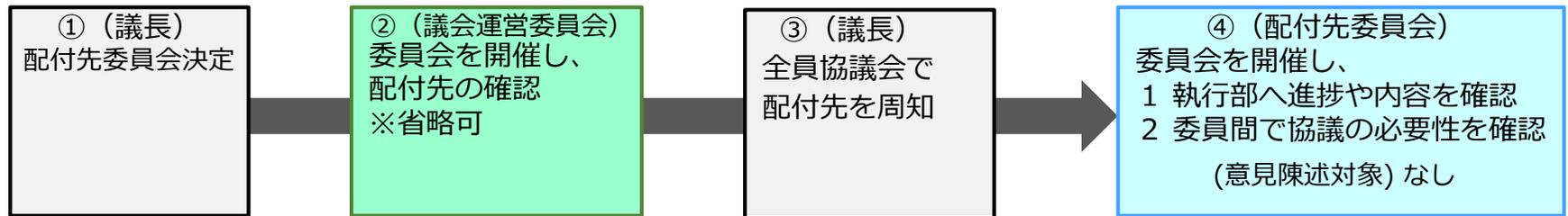
【案1（委員会条例改正不要）】 全て付託（審査）のパターン…陳情書取扱基準導入前の流れと同様（陳情書取扱基準の適用なし）



【案2（委員会条例改正不要）】 送付先委員会で審査の可否を判断するパターン…議長から所管委員会へ送付し、審査か配付を判断



【案3（委員会条例改正必要）】 …委員会で審査は行わず、内容及び進捗等を確認。必要であれば委員会としての対応を協議。



※委員会条例改正の有無にかかわらず「浜田市議会申し合わせ事項」及び「浜田市議会陳情書取扱基準」の内容等の整理は必要

# 改選以降の陳情審査の流れ案（案1～3の特徴）

下表の3案は、今後の協議により変更できます。

	条例改正の有無	採決の有無	審査までのプロセス	陳情取扱基準適用	意見陳述の対象 ※1 (試行案適用)	議会判断の明確性
案1	なし	あり	シンプル	なし	付託分	採決があるため、議会としての考え方が明確。ただし採決の基準は明確にする必要がある。
案2	なし	あり	時間を要する	あり	付託分	採決があるため議会としての考え方が明確。ただし採決の基準は明確にする必要がある。
案4	あり	なし	シンプル	なし	なし	採決しないため、その時点における議会の考えを把握しにくい。

※1 意見陳述は試行実施期間であり、実施方式の変更は可能（例：「請願のみ実施」「委員会が希望したもののみ」等）

【備考】採択後の処理の経過及び結果の報告の請求は、議会基本条例及び委員会条例に規定されているが実績なし

【議会運営委員会からの補足（R3.8.10）

- ▶ 3案いずれを採用しても、採択・配付後の処理の経過、結果の報告、執行部の対応について追う認識が必要である。
- ▶ 採択基準の基本を認識した審査、採決を行うことが必要である。

# 議会改革に関する検討結果

## 第 6 回報告書

令和 3 年 7 月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和 3 年 7 月 15 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会  
委員長 牛 尾 昭

### 議会改革に関する検討結果について（第 6 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

#### 【検討項目】多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について

全国的に過疎化や高齢化が進む地方の自治体では、議員のなり手不足の問題が深刻化しており、このことは住民自治の根幹に関わる深刻な問題である。

住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である議会において、多様な人材が議員に立候補しやすい環境を整備することは急務であるため、下記の 4 項目について、次期改選後の委員会において具体的に検討してもらうことを申し送る。

なお、上越市議会が平成 30 年 3 月に作成された「市議を目指しやすい環境整備検討会提言書」は大変参考になる資料であるため、次期に検討される際は参考にされたい。（別添資料のとおり）

記

#### 1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上

住民にとって議会や議員がどのような活動を行っているのかが分かりにくい  
ため、議会に対する理解や信頼が得られていないという面があることから、議  
会が住民からの要望や提言その他の意見を広く聴取し、多様な民意を市政へ反  
映する役割があることを理解してもらうための工夫とその機会を積極的につく  
ることが重要である。このための手段として、はまだ市民一日議会の充実をは  
じめ、モニター制度・サポーター制度等、様々な住民参加の機会を工夫し検討  
されたい。

また、議会でどのような議論がなされているかを理解してもらい、議会をよ  
り身近な存在と感じてもらうためにも、様々な立場にある世代の住民が積極的  
に傍聴できる環境づくりが必要であることから、傍聴席のバリアフリー化や親  
子傍聴席、キッズスペースや授乳室等、住民目線で傍聴機会の拡充に努め、環  
境整備を検討されたい。

## 2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実

議員に立候補した者が、企業等において休暇等を取得する場合に、解雇や配置転換等の不利益な取り扱いを受けないよう、また、落選した場合にも職場復帰できるような休暇・休職・復職制度の充実について調査・研究されたい。併せて、日中に仕事を持つ世代や子育て中の世代が仕事や育児と両立しながら議員活動ができるよう、夜間・休日会議等の開催の可能性について検討されたい。

また、当市議会においては、令和3年3月に出産・育児・介護等による会議欠席事由を会議規則等において規定したところであるが、今後も若い人をはじめ、多様な人材が市議会へ参加できるよう、会議や視察における子を持つ議員の乳幼児の同伴や障がいのある議員の介助者・介護犬の同伴、会議室のバリアフリー化等、様々な人々の視点に立って、必要と思われる法令整備や環境整備の充実について検討されたい。

## 3. 議会による<sup>①</sup>主権者教育や<sup>②</sup>シティズンシップ教育の推進

幼児・小学生・中学生・高校生の時から主権者教育をはじめ、ふるさと郷育や地域体験等、様々な機会を通じて、一人ひとりが浜田市にとって大切な存在であり、将来、地域のために何が必要で、何が自分にできるかの気づきを持ってもらったり、まちづくりや政治、議会や議員の役割について関心を持ってもらったりすることが重要である。

このため、小中高校生や大学生等を対象とした模擬会議の開催や高校生による政策甲子園、教育現場に議員が直接出向いて講義する議会出前講座等の開催を検討されたい。

①主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し、行動していく主権者を育成する教育

②シティズンシップ教育とは、市民として必要な要素を備え、市民としての役割を果たせるようになることを目指す教育

## 4. 議会におけるICTの活用と推進

当市議会では平成30年からタブレット端末を全議員に貸与し、ペーパーレス会議システムを導入しており、資料のペーパーレス化はもちろんのこと、議員の情報収集機能の強化につながっている。タブレット端末の活用は、ライフスタイルが多様化する中、場所や時間に制約されることなく会議資料等の閲覧や検索ができたり、ウェブ会議やウェブ研修への参加を可能にしたりすることからも、今後さらなる活用が期待される。

また、広報広聴機能の充実として、これまでも会議等の動画配信、会議資料や審議結果の公開等市議会ホームページ等を通じて積極的に議会の見える化を図っており、今後はSNSの活用等、議会広報広聴委員会での調査研究を踏まえ、議会情報を分かり易く市民に公開することにより、議会への市民参加と関心の向上を図り、ICTを積極的に活用した次代の議会運営等について調査研究し、さらに推進されたい。

# 市議を目指しやすい環境整備検討会 提言書

— まちの未来は、自分で決める —



 <p>【若者】 高校を卒業し、地元企業で働く 30 歳の青年</p>	 <p>【女性】 小学生の息子と保育園の娘を育てる主婦</p>	 <p>【議員】 市議会議員。 議会改革に熱心。</p>
---	--	---

## 【はじめに】



議員の「なり手」不足って聞いたことあるかな。



なるほど。やっぱりベテラン議員が多くて、若者は挑戦しにくいのかな。

高知県で「村総会」設置へというニュースを見たよ。上越は大丈夫？前回の選挙では2人超過、その前は9人超過だから、だいぶ減っているみたい。



どうかな。引退を考えていたけど、後継者が見つからず、やむなく再度出たという話も聞かぬ



そんなに減っているの？候補者が少ないと何が問題なの？



後継者ねえ…。議会や政治は堅そうなイメージがあるし、女性には家事や育児もある。忙しくて議員になるなんて、考えられないわ。

私たちは、選挙で投票するとき、できるだけ自分の考えに近い人を選びたいよね。



それに、議会っておじさん達が難しい言葉で言い合いをしているイメージもある。それより、若者同士で楽しく過ごしたいよ。



候補者が少ないと、選択肢が狭まり、意見を政治に届けにくくなる。これは、投票率の低下にも関係しているね。



それから、選挙ってすごくお金がかかりそう。これから子どもにお金がかかるのに、そんな余裕ないわ。夫だって、選挙に出るなんて許してくれないわよ。



なるほど。そういえば女性の声は届きにくいわね。女性議員って何人いるのかしら。

二人の言葉は、若者や女性の「生の声」だね。上越市議会は、検討会を設置して、「議員のなり手不足」の解決策の検討を始めたんだ。興味ある？



上越市の女性議員は1人だよ。



女性は少ないんだね。僕たちみたいな若者っているの？



うん、あるある。

何歳まで若者か、意見が分かれるけど、前回選挙で当選した議員は、30代が3人、40代が1人、50代が8人で、残り20人が60代以上だったよ。



それでは、検討会がまとめた提言書を見ていくことにしよう。



## 【第1章 市民と議会の距離を縮める】



市民の声を聴くと、「忙しくて政治に関心が向かない」「市議の顔が見えない」など、政治への関心が薄いことが明らかになりました。特に衝撃的だったのは、「議員なんていなくても私たちの暮らしに影響はない」と思っている市民が多数いたことでした。市民生活に深く関わる市の仕事を最終決定する議会の重要な役割が、市民に全く伝わっていませんでした。

そこで、検討会では、市議会と議員の姿を正しく理解し、その意義を知ってもらうにはどうすべきかを検討し、以下の改革案をまとめました。

議会傍聴の改革・活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 審査内容の広報</li> <li>— 市内各所での議会中継</li> <li>— 「気軽に傍聴できる」ことの周知</li> </ul>
模擬議会、体験学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 小中学生・高校生、女性、若者などの「模擬議会」の開催</li> <li>— 小中学生の議会体験学習のさらなる推進</li> </ul>
意見交換会の改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 地域的、年齢層、性別、学校や職場など小単位の意見交換会</li> <li>— 地域協議会や学校等と話し合い、テーマを決めて実施</li> <li>— 視察の結果を市民に伝える視察報告会の実施</li> </ul>
広報PRの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 議員の紹介コーナーなど、議会だより「かけはし」の刷新</li> <li>— 市議会独自のホームページの作成</li> <li>— 映像媒体を使った広報</li> <li>— Facebook 議会ページのさらなる充実</li> </ul>
土日・夜間・出張議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 幅広い市民の傍聴を促す</li> <li>— 土日議会、夜間議会、出張議会の開催</li> </ul>
インターン制度、サポーター制度、勉強会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 幅広い議会活動を担うインターン制度、市民サポーター制度の導入</li> <li>— 市政の様々な課題を市民と学習する勉強会の実施</li> </ul>
言葉、表現力の改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 議会用語・行政用語の解説集の作成</li> <li>— 市民の常識と照らし合わせた議会の慣例通例の洗い出し</li> </ul>



議会を「見て、聴いて、知る」ということね。

「顔が見える関係」になることが期待できそうだね。



これらの様々な改革や取組を通して、少しずつ、市民と議会とをつないでいく。

政治が市民生活にいかに深く関わっているか、そのために議会がどう役に立っているかを市民に正しく理解してもらい、議員という仕事のやりがいに共感してもらう。

政治に無関心だった市民が、市議会議員に関心を寄せる！

## 【第2章 選挙の困難さの解決】



市民からは、「選挙って難しそう、よく分からない」、「どのくらいお金が必要なの?」、「後援会組織もないし…」「選挙に落ちたらどうなるの」という不安の声が寄せられました。検討会では、一般市民には馴染みのない「選挙」について、まずは知ってもらい、さらには少しでもその負担を減らす改善策を考えて、選挙は思ったよりも挑戦しやすいと感じてもらうことが大切だと考えました。検討会のメンバーも初めての選挙のときは、皆さんと同じように不安を抱えながら挑戦してきました。経験者だからこそ、これから挑戦しようとする人の不安を和らげることができると考えたのです。

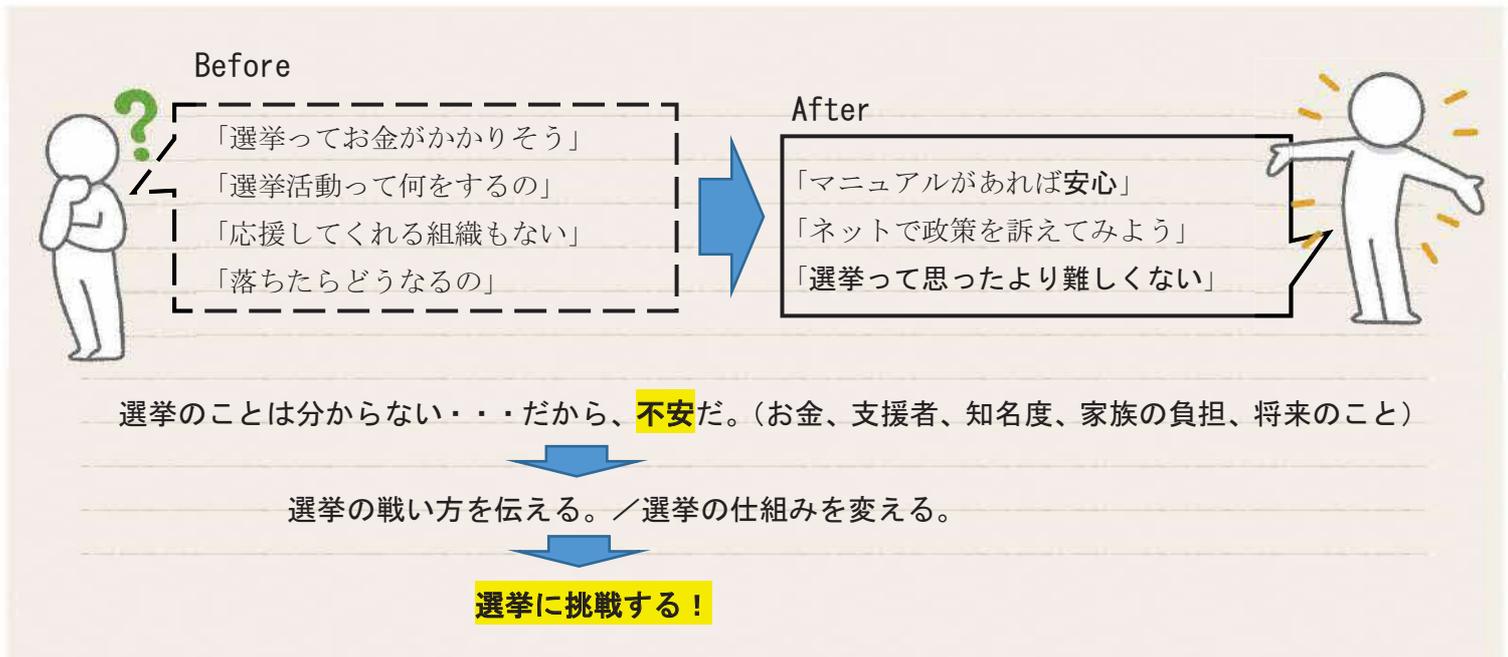
選挙マニュアルの作成	— 「上越市議会版選挙マニュアル」の作成 「選挙にいくらかかるか」など具体的に記述する。
公職選挙法の改善を国に求める	— 禁止条項の適正化、供託金の適正化、クォータ制度など、 国への公職選挙法改正の要望



選挙は未知の世界だけど、マニュアル本に体験談が載っていると身近に感じるね。



お金の不安が解消されれば、選挙に対する印象も随分変わると思うわ。



### 【第3章 物理的課題の解決】



市民からは、収入や社会保障への不安の声もたくさん聞かれました。「選挙」による洗礼は議員の宿命です。落選すれば「ただの人」と言われるように、失業の可能性も高い職業です。その不安定さがあっても、なお、魅力的な仕事でなければ、議員のなり手不足は解消できません。多くの人にとって、仕事で得られる報酬というのは魅力のひとつだし、仕事選びの重要な要素です。今のご時世、議員報酬の適正化(増額)に取り組むのは、市民感情からしても、なかなか難しいことかもしれません。それでも、市民に実態をきちんと伝え、理解してもらうことが大切だと考えました。

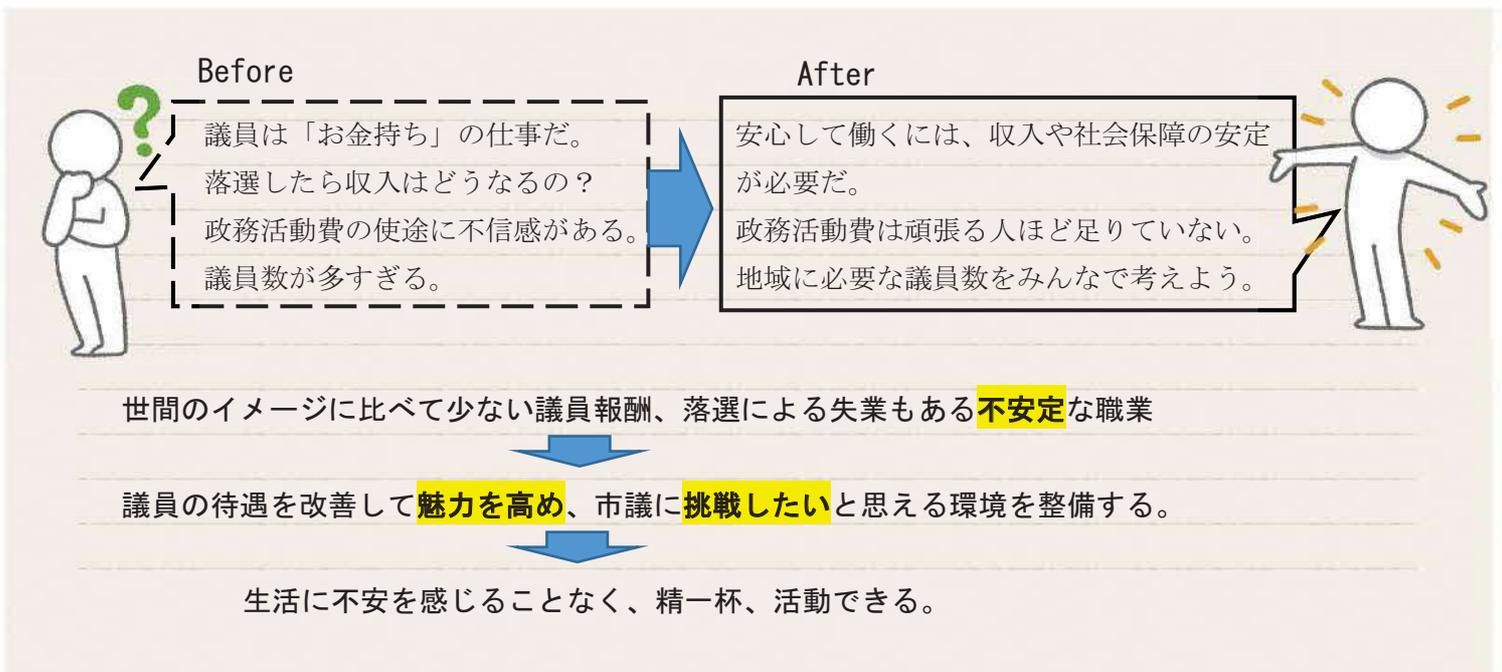
議員報酬の適正化	— 上越市議会議員の報酬の適正化 — 課題は、市民理解
社会保障の充実	— 地方議員の厚生年金への加入実現
政務活動費の見直し	— 政務活動費の適当な支給額や支給条件の検討
議員定数の検討	— 現在 32 名である議員定数の議論



失業のおそれもある不安定な仕事のわりに、報酬や年金は少ないのね。意外だわ。



貯金の少ない若者には、報酬は重要だよ。ぜひ、議論してほしいね。



## 【第4章 取り巻く環境の解決】

選挙に出ようと考えたとき、**周囲の理解**は最も重要な要素のひとつです。家族や親戚、職場は、あなたにとって大切な存在であり、あなたを大切に想ってくれる存在です。だから、あなたは迷惑をかけたくないと考えるし、周囲もあなたに苦勞させたくないと考えるでしょう。また、地元の様々なしがらみや思惑は、立候補の思わぬ障壁になることがあります。検討会では、日頃から地域活動などを通じて**課題解決に向けて行動する人**と、その人物に期待して押し上げていく**周囲の環境**が必要だと考えました。つまり、**本人のやる気と周囲の信頼**が大切だということです。また、議会も主体的に、**人材の発掘や育成**に取り組む必要性を提言しています。

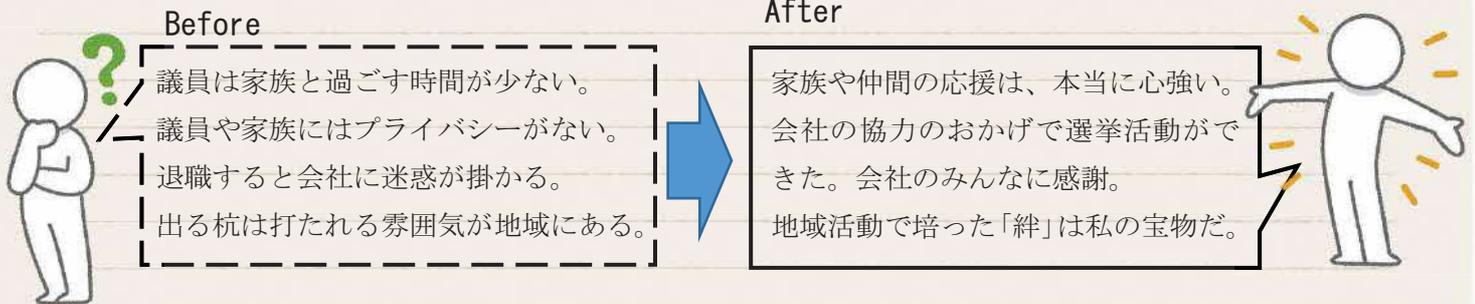


地域環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 積極的な社会参加を行い、そのなかで市議会議員を目指す意識を醸成していくことが、環境の整備につながる。</li> <li>— 「本人の本気度 × (かける) 信頼関係の力 = 実現」</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 様々な地域活動を通じた人材を発掘し、育成していく。</li> <li>— 「インターン制度、サポーター制度、勉強会」等を実施する中で人材を見つける。</li> </ul>



普段から、地域活動に参加して周囲との信頼関係を築くことが大切なんだね。

みんなで戦う選挙だからこそ、周囲の支えが必要なのね。



地域活動を通じて、**社会と関わる**機会を増やす。活動を通じて人と人との**信頼関係**を築く。

人材を発掘し、育成する。・・・本人の**市議を目指す意識**の醸成と、周囲の**期待**

周囲の理解と協力が得られた状態 → さあ、**立候補**しよう！

## 【第5章 女性特有の壁の打破】

男女平等の価値観は社会に浸透しつつありますが、**女性議員は圧倒的に少ない**のが現状です。市民意見においても、「家族の反対がある」「子育てと両立する環境がない」「女性の活躍に対する社会の偏見がある」といった、女性特有の「壁」が指摘されました。



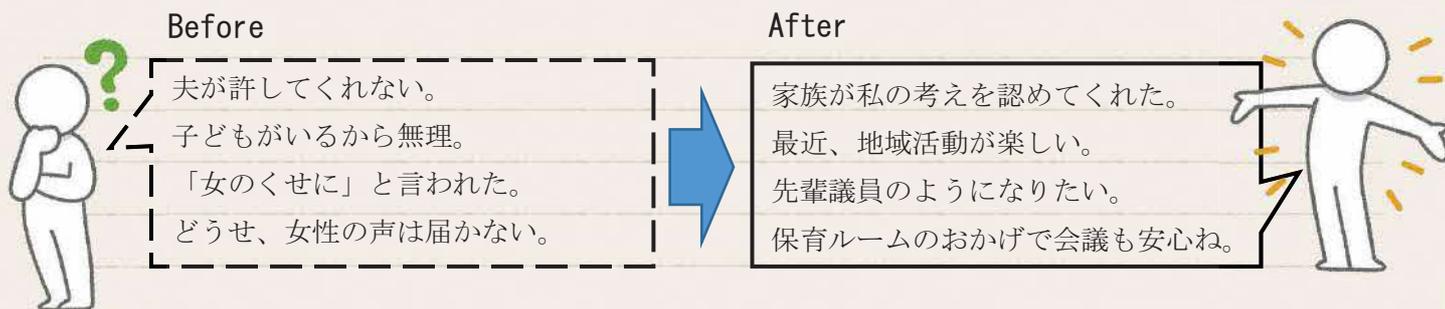
検討会では、これらの女性特有の「壁」を打ち破るためには、まずは女性を取り巻く環境、とりわけ、**意識改革が必要**と考えました。女性の政治参加を認め、それを支える社会の実現が望まれます。また、議会が**女性に優しい存在**になること、具体的には、子育てや介護をしながら議員活動ができるバックアップ体制づくりを提言しています。

意識改革・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 女性、男性ともに意識改革が必要</li> <li>— 家族や地域など女性を取り巻く共同体の意識改革も必要</li> <li>— 市議会主催の「女性フォーラム」や「女性議員による講演会」などを開催する。</li> </ul>
地域活動との連携	— 地域協議会や市民団体、NPO、町内会などに参加する女性たちに市政への関心を抱いてもらう「政治塾」的な育成組織の立ち上げ
バックアップ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 議会自体が「女性に優しい」「女性議員を考慮した」存在になること</li> <li>— 「授乳室」、「保育ルーム」、「親子同伴傍聴席」の整備を検討する。</li> </ul>
クォータ制度の検討	— 女性に一定の議席又は候補者を割り当てるクォータ制について、国への働き掛けの是非も含めて検討



女性の声を代弁する女性議員の存在は大きいわ。どんどん増えてほしいわね。

「女性に優しい」体制が整備されれば、女性議員の増加に期待が高まるね。



「女性が政治に関わることは当たり前」だという**意識改革**

女性が**安心**して議員活動ができる体制づくり

女性議員が増加し、今よりもっと、**女性の意見が反映された社会**に！

## 【おわりに】



提言は、どうだったかな。



どんな取組が選ばれたんだろう。

課題がたくさんあって驚いたよ。でも、改革が進み、議員が変わってくれば、みんなの意識も変わってくるだろうね。



提言書に詳しく書いてあるから、一度、読んでみてほしい。検討の経過がよく分かるよ。



そうよね。まずは、議員がお手本を示してくれなきゃ。



ねえ、今まで気付かなかったけど、上越市議会って、結構頑張ってるんじゃない？

そのとおりだね。議員が憧れの存在にならないと、議員を目指す人は現れないだろうね。



ありがとう。以前から議会の改革に取り組んでいて、全国的に見ても、先進議会のひとつなんだよ。



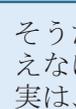
ところで、気になった項目はどこかな。



へー、知らなかったなあ。もっとPRすればいいのに。



僕は、第1章の「距離を縮める」ための取組に期待したいな。市民の代表であるはずの議員の顔が見えないようでは困るよ。



そうだね。市民に我々の活動を伝えなければならないね。実は、この提言をまとめるに当たり、ひとつの指針を掲げたんだ。



私は、第5章の「女性の壁の打破」だね。女性の声もしっかり届けてほしいわ。



それは、議会改革で全国1位の評価を受けること。絶え間ない改革こそが、市民の信頼につながり、多様な人材が議員を目指す原動力になると考えているんだ。



どちらも大切だね。検討会では、広報PRの充実や女性フォーラムの開催など7つの項目を早急に取り組むべきだと提言しているよ。



がんばれ、上越市議会！



**市議会議員に立候補します。  
上越の未来は、私たちにおまかせください！**



## はまだ市民一日議会でのアンケート結果について

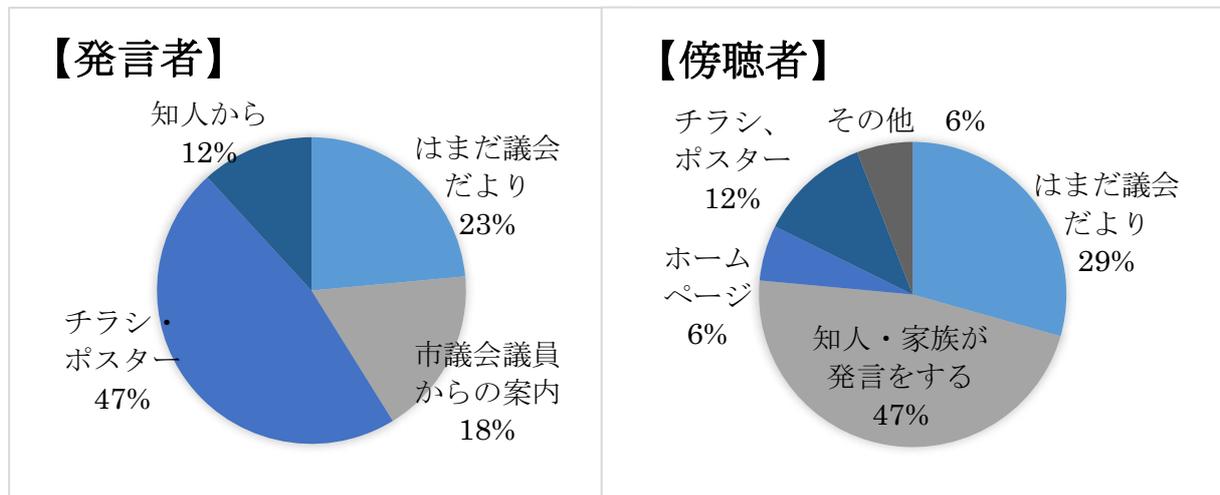
### 1 参加人数及び傍聴者アンケート回答者数（当日の傍聴者は38人）

発言者	17人			傍聴者	25人		
性別	男性	9人	53%	性別	男性	15人	60%
	女性	8人	47%		女性	9人	36%
年代	10代	4人	23%	年代	20代未満	1人	4%
	20代	2人	12%		20代	-	-
	30代	1人	6%		30代	4人	16%
	40代	2人	12%		40代	6人	24%
	50代	1人	6%		50代	6人	24%
	60代	3人	18%		60代	3人	12%
	70代以上	4人	23%		70代以上	5人	20%

発言者の男女比も約半々、年代も幅広く10代と70代が同数で最多。

午前も午後も傍聴席がいっぱいであったことから、多くの市民の方に興味を持ってもらえたものと思われる。

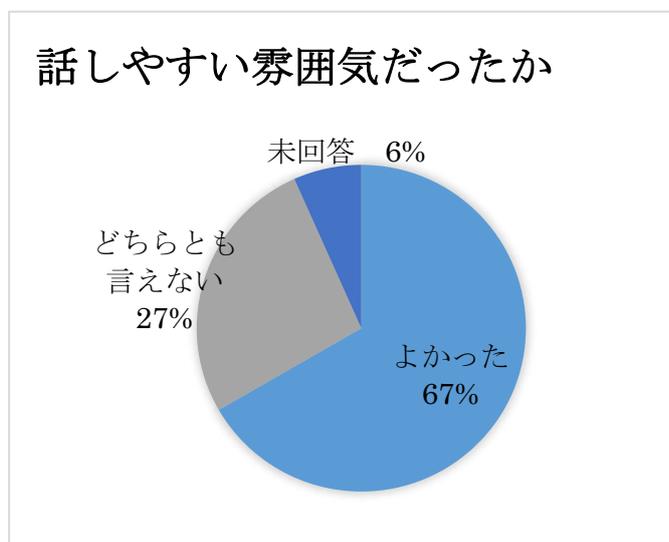
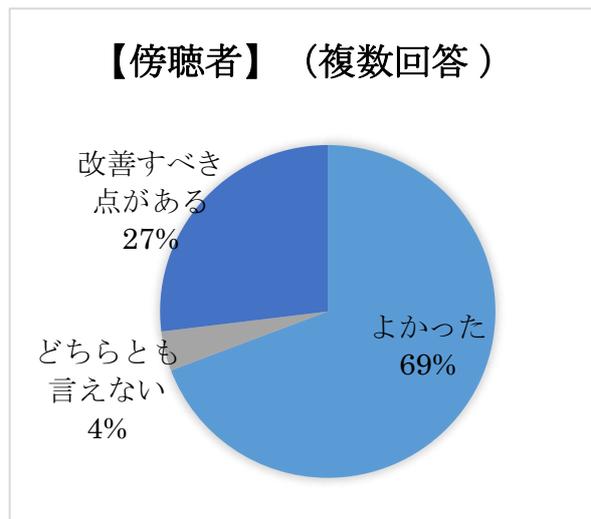
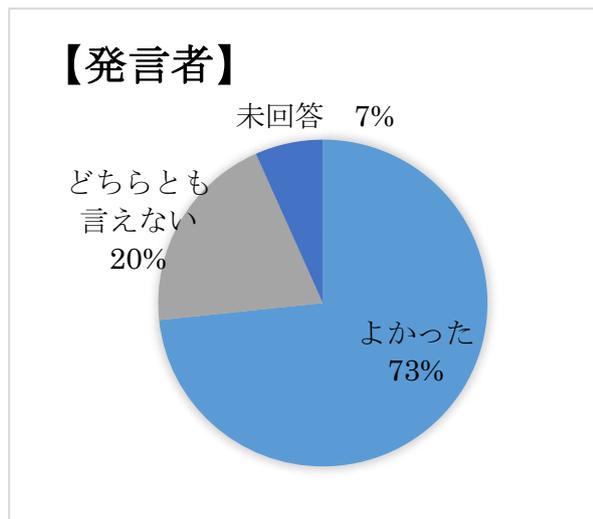
### 2 参加、見学のきっかけ（複数回答）



チラシ・ポスターが発言のきっかけとなる方が最も多かったのは、議員各位にもご協力いただき、多くの施設で掲示できたためと見受けられる。

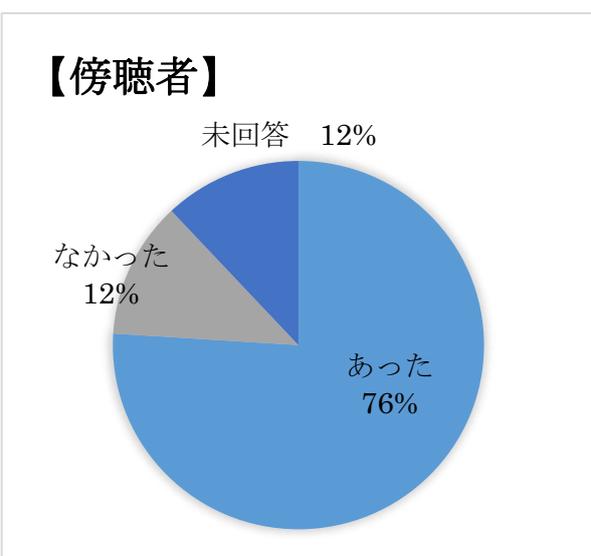
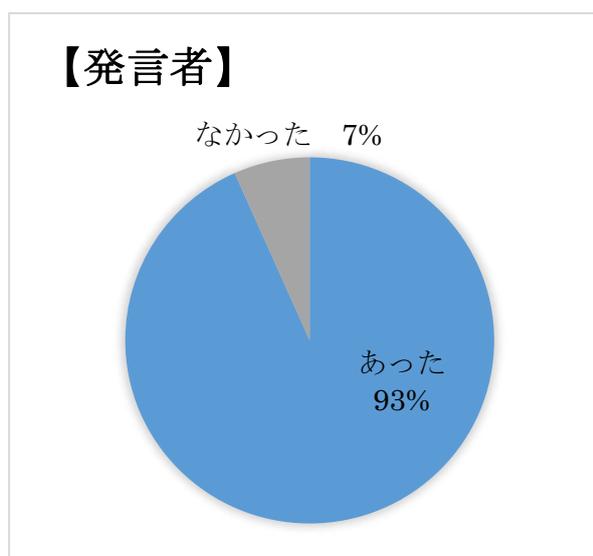
見学のきっかけは家族や知人が発言するからということが多いのは想定できたが、お知り合いの発言がなくとも、一日議会の取り組みに興味を持って来られた方は一定数いたことが分かる。

### 3 会の進行



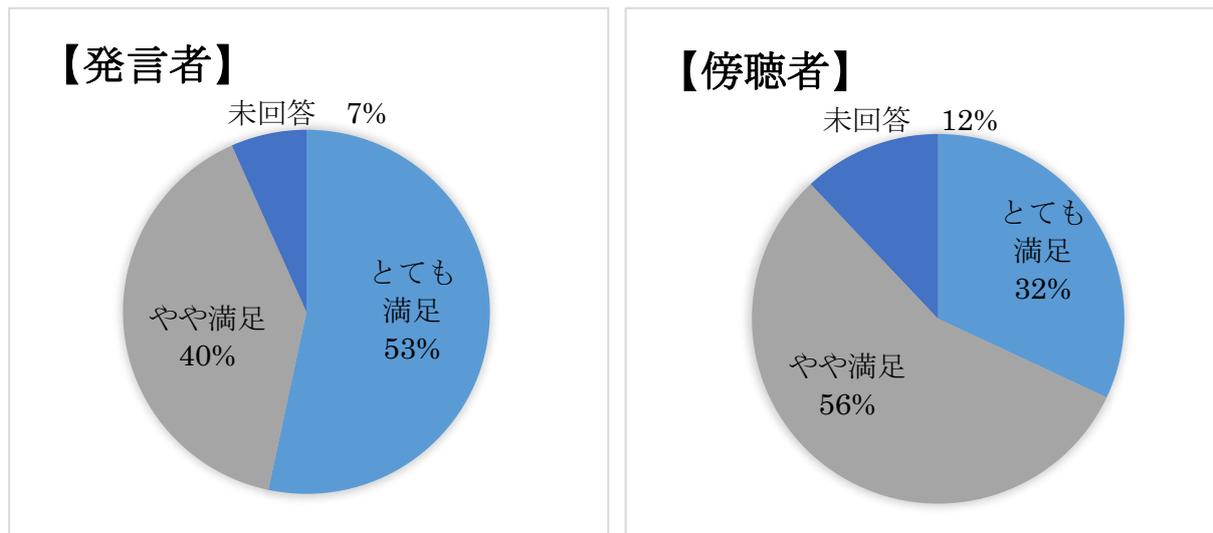
発言者の方の会の進行についてと話しやすさを比較すると、「どちらとも言えない」と回答された割合が増えている。これは緊張されたり、議員とのやりとりで不慣れな部分を感じられたりされたのではと思われる。改善すべき点があると思われた傍聴者が約 1/4 おられるため、今後に向けて協議する必要がある。

### 4 「気づき」や「発見」の有無



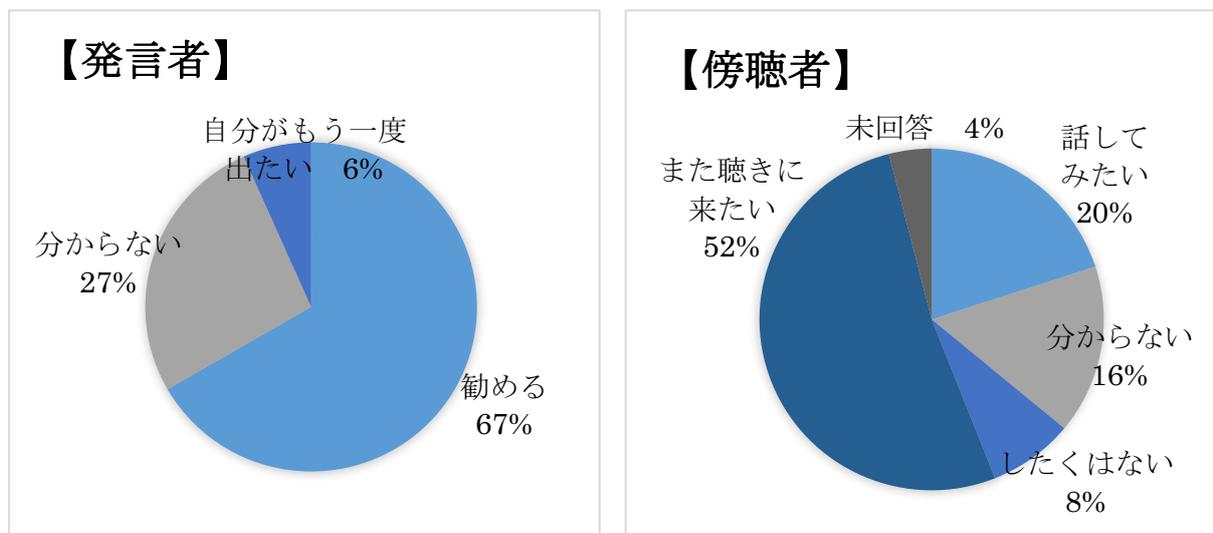
発言者にも傍聴者にも一日議会に関わった中で自身の中に気づきがあったことがうかがえ、参加者にとっても有意義であったと思われる。

## 5 満足度



「不満」を選択された方はおらず、ご満足いただけた取り組みであったことが分かる。発言者の93%、傍聴者の88%が「とても満足」、「やや満足」を選択。

## 6 推薦度



発言者の2/3の方が「知人に勧めたい」と思っている。また、傍聴者においても1/5の方が次の機会があれば「自分が発言したい」、半数の方が「また聴きにきたい」と思っている。

2回目を開催できれば、今回同様に盛会となることが予想できる。

## 7 総括

運営上の課題などは少なからずあったため、議会広報広聴委員会で協議するが、議会としては開催して良かったと受け取って良いものと思われる。

## 8 その他

### 【発言者へのフィードバック】

6月18日の全員協議会で8月20日に発言者へ対応状況をお戻しすると報告していましたが、議会広報広聴委員会で協議し、以下のとおり **2段階でお戻しする**こととしますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

変更理由：スピード感を持って対応することと、改選後にどう引き継ぐかも踏まえて丁寧な対応をするため。

	変更後	当初想定
文書送付日	7月27日の全員協議会での振り分け結果を <u>8月4日付で発言者へ送付済</u> 。 また、改選前ということも踏まえ、 <u>10月上旬を目途にその後の対応経過及び結果を送る</u> こととする。	8月20日
回答確認	9月29日全員協議会 (9月定例会議最終日)	8月17日 全員協議会
各担当者の 回答集約期限	9月21日(火)午後5時	-
報告先	議会事務局	-

備考：10月送付時には当初の予定どおり、フィードバックを踏まえたアンケートへのご協力を発言者に依頼します。

## 地域協議会との意見交換会 報告書

( 金城 地域協議会 )

開催日時	令和3年5月25日(火) 午後6時30分～8時00分			
開催場所	みどりかいかん			
出席席	西川 真午、村武 まゆみ、飛野 弘二 岡本 正友、西田 清久、佐々木 豊治(副議長)			
	班長	西川 真午	副班長	
	司会	村武 まゆみ	記録報告	西田 清久
出席人数	地域協議会委員 14人 報道 2人			
	市役所担当課 3人			
	傍聴者 3人(議員) 計 28人			
テーマ	市政全般について、人口減少・定住について、その他			
テーマについて 出た意見、 議会コメント、 その他意見など	(1)集落の再編を(16町内を3つに)。高齢で運転免許なし、数戸の町内会では役員のみになり手がなくない。組織をシンプルにし、若い人に楽しいことを考えてもらいたい。			
	(2)コミュニティ自治会とまちづくり委員会を一本化できないか。(役員が重ならなくて済む)			
	(3)議会は、まちづくりコーディネーターをどのように考えているのか。金城の月5日勤務は不思議で不安。 <b>議：基本は各地域月17日(2人のところは2人で17日)、5日で機能が発揮できるのか我々も不安、執行部に提案したい。</b>			
	(4)旧那賀郡の声が届かなくなった。議会で後押ししてほしい。			
	(5)買い物、病院、公共交通が非常に厳しくなっている。			
	(6)インターネット環境を整備し、UIターン者が地域の中心に入っていける環境づくりを。			
	(7)中山間地の管理が大変。組織的なところには支援があつて、小作には支援がない。 <b>議：中山間地域振興特別委員会で提言している。</b>			
	(8)久佐では冬の断水が大変だった。特にトイレが使えない。			
	(9)過去水田の圃場整備したところが、ここ10年、水量水流が多くなり低いところに土・土砂がたまる。用水路、排水路の改修は受益者負担。何か良い方法は。			

- (10)小国では自治会で介護タクシーを試行。今年から 500 円。
- (11)草刈りの手間がないのが課題。
- (12)谷口橋が危険な状態。
- (13)3 月議会で請願した波佐診療所に代わる施設として「波佐さんあいホーム」の整備を。

【写真】



令和 3 年 6 月 7 日

報告者 西田清久

# 地域協議会との意見交換会 報告書

（ 三隅地域協議会 ）

開催日時	令和3年5月27日（木） 午後6時57分～9時25分			
開催場所	三隅支所			
出席議員	三浦 大紀、小川 稔宏、布施 賢司、 澁谷 幹雄、西村 健、川神 裕司（議長）			
	班長	小川 稔宏	副班長	西村 健
	司会	澁谷 幹雄	記録報告	布施 賢司
出席人数	地域協議会委員 14人（1人欠席）			
	市役所担当課 4人			
	傍聴者 5人（3人議員） 計 23人			
テーマ	①人口減少について ②定住について			
テーマについて 出た意見、 議会コメント 及びその他意見 など	<p>(1)人口減少は止められないが、穏やかにする施策が必要だ。水産、農業に人と仕事を浜田に取り戻し、圏域内の消費を増やすことをテーマに行政も音頭を取るべきだ。 <b>議：浜田漁港周辺エリア活性化計画、山陰浜田港公設市場、中山間地域振興特別委員会が取り組んだ提言書など説明</b></p>			
	<p>(2)自然減は止められないが、社会減はある程度努力や工夫、アイデアで、全員一生懸命やればできるのではないかと。UIターナーで農山漁村に移住したい人は、条件が合えば3割を超えている。一人一人が営業マンとして、山陽・関西、首都圏に対して戦略から戦術に向けてどのようにやっているのか。 <b>議：人口減少には少子化対策が必要。子どもたちが帰ってくる環境や雇用の場をつくるのが大事。ふるさと郷育も含め教育の力は大きい。定住関係人口推進課の取り組みやコロナ禍でリモートワークができた。ワーケーションを今後の戦略の1つとして紹介)</b></p>			
	<p>(3)市の定住対策は、流入をメインに置かれて対策をされているが、流出対策は（高校、県大、リハビリテーション）どうなのか。メリット・デメリットをしっかりと伝えることも大事。 <b>議：入りと出の対策は必要。地元学校に進学する場合の奨学金制度の紹介。地域の魅力や地元企業の紹介などきちんと提供する。地域のカも大きく関わる。流出者にはメリット・デメリットを伝える視点を持って定住対策をしていく。</b></p>			

- (4) 目の前の出生数だけでなく若者を UI ターン者も含めて、浜田市に呼び込めるかを考える。1 人で頑張っている子どもに、帰って来いという言葉をかけてやれるのは親しいない。  
議：学校だけでなく勉学ができる空間が必要であり、高校生等の要望にも寄り添っていけるまちであるべき。(パレットごうつの事例を紹介)
- (5) 子どもの遊ぶ場所がない。(公園やボールを蹴られる場所)  
議：制約がかかる場所ではなく、子どもたちがやりたいように遊べる場所や環境が必要と感じた。
- (6) 自分たちの集落は 9 世帯で皆高齢者である。将来的に限界集落になっても、高齢者を見守りながら安心して住める場所であればと思うので、介護や光ケーブルの整備の充実を。  
議：生活インフラを今ある財源で精一杯支える体制も必要。
- (7) まちづくりで、邑南町や江津市の取組はよく話題になっているが、浜田市の取組は。自分たちのまちづくりは人口減少や定住について「かえるの子事業」をやっている、U ターン者を促す事例として、情報発信してはどうか。  
議：他地域のような継続性というイメージはない。まちづくりについては、旧自治区で取り組んできたことに光を当て、上手く情報発信していくことが大事。
- (8) 婚活したい人は出会いの場を広げて、結びつけてほしい。
- (9) 本当にここで住んで良かったと思えるまちづくりを皆で。
- (10) 浜田の魅力や方向性を皆に理解してもらうために、映像という簡単なツールで分かりやすく説明したらどうか。

【写真】



令和 3 年 6 月 7 日

報告者 布施 賢司

# 地域協議会との意見交換会 報告書

（ 浜田地域協議会 ）

開催日時	令和3年6月7日（月） 午後1時35分～3時3分			
開催場所	浜田市役所 全員協議会室			
出席議員	三浦 大紀、柳楽 真智子、野藤 薫、 上野 茂、道下 文男、川神 裕司（議長団）			
	班長	三浦 大紀	副班長	道下 文男
	司会	野藤 薫	記録報告	上野 茂
出席人数	地域協議会委員 13人 市役所担当課 4人 傍聴者 4人 計 21人			
テーマ	地域で力を入れて取り組まれていること 地域の関心ごと（困りごと）			
テーマについて 出た意見、 議会コメント 及びその他意見 など	(1)防犯カメラを10基設置すると維持管理に町内負担年間5万円かかる。市がすべき。			
	(2)50年以上続けた海洋少年団。海岸道路ができるため使用していたボート3隻を処理したいが、処理費がかかる。市の支援を求める。			
	(3)生湯地区は高齢化率が高い。20数年高齢者サロン続けている。100歳体操を月2回、15人の参加があるがほとんどが女性。高齢者クラブ、こども会、スポーツ部会に対して町内から助成してもらっている。盆踊りなど年間行事を大切にすることで絆を保っている。			
	(4)人口減少が続いているため、増やすよう力を入れている。空き家が多いため、その解消に力を入れている。昔は美川にもお店が10数軒あったが、昨年ゼロになった。			
	(5)助成金で環境問題、ゴミステーション、掲示板、信号機のない横断歩道への旗設置など、住みよい協働の浜田市に力を入れている。			
	(6)住民の参加意識。住民から上がってくれば委員会で取り上げる。ハード面だけでなくソフト面を。60歳定年延長で、町内会へ入ってくれないため、役員がそろわない。人口減少が心配で、長沢町でできることを考えている。			
	(7)自治会、商店街なんでも一緒になって活動している。青年			

	<p>会が中心で行動部隊となり、えびす祭り、盆踊り、溝掃除など行い、問題はない。松原校区の子供会は子どもの減少のためにやめ、石見、三階校区関係なく新しい子供会の話がある。朝日町の直線 800m に街路灯を整備した。</p>
	<p>(8) チーム SOS (周布お助けステーション) を立ち上げた。メンバー 32 名。小学校の登下校の安全に特に力を入れていて、子どもの通学時間帯の通行止めを 5 年かけて実現した。認知症にかかった人など、買い物難民、病院への送り迎えなどボランティアを増やしたい。運ぶ車の用意など市にしていきたい。</p>
	<p>(9) SOS の家は機能しているのか。見直し検証し、看板で子どもに分かりやすくしてほしい。</p>
	<p>(10) まちづくりセンター、自治会と拠点づくりをしている。まちづくり連絡会をスタートした。自主防災組織立ち上げも行った。</p>
	<p>(11) 熱田臨港道路は地域にとっては突然で、景観保全など丁寧な説明が不足している。</p>
	<p>(12) 大麻では 100 歳体操へ 10 数人参加している。グランドゴルフやカロリングなど軽スポーツなどをやっている。</p>
	<p>(13) 浜田三隅道路で便利になったが、立ち退きで空き家が多くなった。耕作放棄地の草刈りなどが大変、耕作放棄地を活用してまちづくりでひまわりを植え、油など取れないか。良い知恵があれば教えてほしい。</p>
	<p>(14) 野良猫対策今まで町内で捕獲避妊手術に取り組んだ。今年から町内会が取り組む場合は全額市の補助でできるのでありがたいが、町内会がないところはどうするのか。</p>
	<p>(15) この 2 年間、行政連絡会議がなかった。市報の配り方が曖昧。アパートの人で町内会費を払ってないと配らない町内もあると聞く。全世帯に配ることを市から委員に強く言ってほしい。</p>
	<p>(16) 銀天街のゴミの出し方の苦情で、SNS に個人名を出だされるなど困っている。法律に詳しい部署を市役所につくって対応してほしい。</p>
	<p>(17) 子ども見守り隊が朝夕活動している。75 歳以上の独居高齢者が 270 名に対し、町内会長と福祉委員が年 2 回訪問活動</p>

をしている。ある地区では全世帯の連絡網ができた。若い力を活用するため、若者会に敬老会や運動会を任せている。

(18) 少子高齢化で高齢者クラブの活動が活発。自治会が子どもの見守りに力を入れている。

(19) 困りごとは唐鐘川のゴミ処理や下府川の砂の堆積で水質の問題。

(20) 浜田地区は 26 地区あるが、町内集会所がないところが多い。原井幼稚園や原井小学校を使いたい但手続きが不便。浜田まちづくりセンターも遠い。全体的にまちづくりセンターが少ない。

(21) 災害時、独居高齢者に誰が声かけをして避難させるのかを進めている。側溝に溝蓋をつけてほしいが、コンクリートだと重い。業者にバキュームカーで吸い上げてもらっているが、側溝掃除もままならない状況。

(22) 海に見える丘公園など、草ぼうぼうで維持管理ができていない。城山公園も同じ運命にならないか心配している。

(23) SOS の活動は自費でやっている。チラシづくりや自分の車で訪問活動をしている。社協等に協力していただいている。市ももっと力を入れてほしい。

(24) 市営・県営住宅が 8 棟あり、町内活動ができていない棟もある。若い人がいないので草刈りなどの支援があればよい。

(25) 協働のまちづくりはどのようなものか教えてほしい。

議: SOS などさまざまご紹介いただいた地域でできる活動を進めていくことが協働のまちづくりだと考えている。

【写真】



令和 3 年 6 月 14 日

報告者 上野 茂

# 地域協議会との意見交換会 報告書

( 旭地域協議会 )

開催日時	令和3年7月16日(金) 午後2時00分～3時10分			
開催場所	旭支所 3階 大会議室			
出席議員	三浦 大紀、串崎利行、芦谷 英夫、 田畑 敬二、牛尾 昭、佐々木 豊治(議長団)			
	班長	佐々木 豊治	副班長	田畑 敬二
	司会	芦谷 英夫	記録報告	串崎 利行
出席人数	地域協議会委員 15人 市役所担当課 4人 傍聴者 3人 計 22人			
テーマ	旭地域の課題について			
テーマについて 出た意見、 議会コメント 及びその他意見 など	① 高齢化が進む。桃農家の担い手がないが良いアイデアはあるか。 議：地域おこし協力隊を事業承継に活用している。収入面が大事。1事業者だけでなく3つの農家を1人で継承するなど事業体の見直しが必要。田園回帰が主流であるため、行政と地域が連携して、受け入れ体制をつくる事が大事。半農半エックスなど。中山間地域振興枠の予算も活用する。			
	② 耕作放棄地が増えている。経営難で成り立たないが、田畑を、地域を守ろうと頑張っている。基金的なものを市でつくって苗代など少しでも補助してほしい。 議：営農組合や法人化されておらず、個人でされている方は大変厳しい。農業支援を中山間地域振興枠でどう対応できるか進めていく。また、「人農地プラン」が法律化される。5年先10年先を展望しながらどう地域を守るか協議する。			
	③ まちづくり条例については、子育て世代には浸透していない。公民館からまちづくりセンターに変わったが、何が変わったか分からない。まちづくりセンター職員が増えたが何をしたら良いのか分からない。			
	④ まちづくりセンターに勤務する職員の立場では、公民館時代からも地域課題について随分考えてきた。館長と主事の2人体制では取り組むところまでいけなかったが、今回人員が増え、少し動けるようになった。今後、課題解決につなげていけるのではと期待もある。			

- ⑤ 島根あさひ社会復帰促進センターの宿舎があり、400 人くらい職員や家族がいるが、異動が多く頻繁に住民が替わる。地元への定着が課題。職員も地域貢献について考えている。
- ⑥ 合併した当時と違い、今は支所に帰りたくないほとんどの職員が言っている。地域に関わりたくないのでは。しかし、まちづくり条例では「市職員を積極的に」という項目もある。どう整理するのか。
- ⑦ 那賀郡は、浜田市を財政的に助けた歴史があるが、今の市長が頭を下げない。一言でも言ってほしかった。当時の地域協議会委員は皆腹立たしい思いでいるのでは。

【写真】



令和 3 年 7 月 16 日

報告者 串崎 利行

# 地域協議会との意見交換会 報告書

（ 弥栄地域協議会 ）

開催日時	令和3年 7月 26日（月） 午後6時30分～8時00分			
開催場所	弥栄会館 2階研修室			
出席議員	沖田 真治、西川 真午、川上 幾雄 笹田 卓、永見 利久、川神 裕司（議長団）			
	班長	川上 幾雄	副班長	永見 利久
	司会	笹田 卓	記録報告	沖田 真治
出席人数	地域協議会委員 14 人 市役所担当課 5 人 傍聴者 2 人 計 21 人			
テーマ	ふるさと体験村について 弥栄の将来について 議員の弥栄への思いについて			
テーマについて 出た意見、 議会コメント 及びその他意見 など	<p>(1)会長挨拶</p> <p>弥栄地域は高齢化率 51.1% 昨年の出生数は 1 名と少子高齢化と過疎化が進み、課題は山積している。課題解決に向けて住民主体のまちづくり組織「弥栄のみらい創造会議」を立ち上げ地域課題の解決に向けて努力している。特に体験村再開に向けて、16 回以上の会議を開催するなど再開に向けて精力的に活動を行っている。</p> <p>今日の意見交換会は要望の場ではなく住民と議会が弥栄地域の課題を共有し解決に向けた糸口がつかめるような会議になることを願っている。</p> <p>(2)体験村の再開に向けた取り組みや思いについて</p> <p>まちづくり組織を中心とした主に 4 部会で構成された住民主体の組織で運営再開を行っていくことを計画。</p> <p><b>【施設のコンセプト】</b></p> <p>弥栄ならではの自然豊かな里山文化の体験をとおした関係人口を増やす。浜田市にとって希少な里山文化を体験できる教育の場として考えている。</p> <p><b>【経営方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が少ない 11 月～4 月は施設を閉める。</li> <li>・交流施設、大浴場の運営は行わず、古民家とログハウスやどぶろくづくりなどを主軸に経営を行う。</li> </ul>			

・施設の条件として採算性が悪いことは十分に理解している。それを踏まえて採算性の良し悪しを精査しながら継続できるような経営を行う。

**【浜田市への要望】**

現在の見積もりでは年間約 900 万円の指定管理料が必要であることへの理解。

軽度の修繕を運営側の判断で速やかに行えるように裁量を委ねてほしい。

(3) 議員の体験村に対する考えについて

賛否を述べる場ではないことから各議員の個人的な意見として述べる。

過去に体験村を市の直営で運営する計画に多くの議員が否決を示したことは事実であるが、人口減少が著しい過疎地域としての弥栄地域に予算を投じることへの費用対効果や採算性を考え難色を示したわけではなく、浜田市から提案された予算案の見立てや計画の内容が不十分であったことに難色を示したためと考えている。再開に向けての努力は理解できるが、マイナスイメージがついた施設であることは否めない厳しい状況。

浜田市にとって必要な施設としての認識を全市的に得る必要がある。地域のコミュニティだけではなく、浜田市全体にとって大切な施設と認識できる仕組みが必要では。

議会は適正な税金の執行を見極める役割を担っている性質上、費用対効果を求める機関であるが、効果の部分が何かを考える必要があるのではないか。例えば弥栄でしか体験できない教育環境があり、浜田にとって必要と思われる施設であるならば理解されるのではないか。

弥栄の良さ、豊かな自然や温かみのある人柄など良さは十分に理解している。体験村への想い、住民主体の組織で運営を行う計画や再開に向けた努力など地域の声として持ち帰り、今後の参考にしたいと考える。

(4) 風力発電計画について

**【地域協議会の意見】**

・浜田市景観審議会が設けられてその中の審議員には弥栄住民も入っており、現在 29 基の風力発電機が稼働しており弥

栄地域に似つかわしくない景観を作り出していることを多くの住民の声として審議会で発言しているにもかかわらず何も反映されていない。

- ・浜田市風力発電事業に関するガイドラインが策定された。住民説明会の項目に新規建設地から 1 キロ以内の住民に対してと限定されているが景観を損なうことはもっと広範囲の住民に及ぶことであるにも関わらず範囲を限定していることは納得できない。中山間地にとって美しい山並みが見渡せる景観は宝であると考えており、ガイドラインについて考え直してほしい。

議：中山間地域の景観を大切に保全していくことへの想いは十分に理解できる。いただいた意見は持ち帰り、改めてガイドラインの内容について執行部に確認する。

- ・かつて環境審議会の委員をしていた。当時はあまり知識もないまま委員として出席をしていたので風力発電がどういった経緯で建設されたのかもよく理解しないままに容認していた。当時の弥栄村役場の住民説明会があったが職員も十分に勉強する機会もないままに計画が進んでいった。今となっては後悔している、同じように市内他地区でも同様な計画が持ち上がることがあるかもしれない。各議員がしっかり勉強していただき地域住民が不利益を被らないように審議していただきたい。

議：金城にも同時期に風力発電施設が建設された。当時は今より規制が厳しくなかった。現在は審議会も浜田市、島根県、最終的に国と段階的に審査が行われており、市議会としては意見を述べる程度の権限しかなく最終的な判断は国であるという現状は理解していただきたい。

- ・環境アセスについては膨大な量の資料が閲覧できる場所と期間についてはわずか 1 月程度であり、その内容を住民が閲覧し理解するには、かなり不利益な方法である。意見を述べることができる方法も明記されていない状況で膨大な量の環境アセスに対し、どうすれば地域住民が意見を述べることができるのか。私たちは他地域で活動している団体と勉強会を繰り返し行い、意見できる方法をようやく理解したほど住民が意見を述べることにしハードルを高くし

て、意見ができない状況で風力発電事業計画が進められている現状を理解していただきたい。

審査会も市、県、国と段階的に行われているが、建設予定地の市長が建設を認めない場合は国も認可を出さない可能性が高くなる。また、市長の意見は県知事の意見にも大きく反映されるほど市長の意見は大きな影響を与えるため、私たち弥栄の住民は令和元年12月定例会議に請願を提出した。議員各位には風力発電事業に対し、もっと学んでいただきたい。

議：風力発電建設に対し様々な意見を伺った。持ち帰り今後検討、研究したいと思う。

(5) 議員の弥栄への想いについて

弥栄地域が頑張っていることに対し感心している。合併し浜田市となったが旧那賀は「おいとかれ」感があることや、自治区制度も廃止となり地域の声が届きにくくなることへの不安や不満があることも理解できる。今後は弥栄地域以外も含め、それぞれの地域が特色を生かしたまちづくりができるように努めていきたいと思う。その中で弥栄地域として住民が主体となって何に特化していくか、その根幹を見つけ出すことが将来的には必要ではないかと思う。

#### 【写真】



令和 3 年 8 月 10 日

報告者           沖田 真治